



シティグループ・インク

10043ニューヨーク州ニューヨーク市  
パークアベニュー399

## 年次株主総会のお知らせ

株主各位

シティの年次株主総会は、2011年4月21日(木曜日)午前9時より、ニューヨーク市アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1335のヒルトン・ニューヨークにて開催されます。この総会では、同封いたしました議決権代理行使参考書類に記載される各議案を審議いたしますので、事前に十分に目を通しご検討いただきますようお願い申し上げます。

総会会場への入場には、入場券またはシティの株主であることを証明する書面が必要となります。年次総会において議決権を行使できるのは、基準日である2011年2月22日の営業終了時における株主の皆様です。

年次総会にご出席されるか否かに関わらず、株主各位のご意思が反映されるようにするために、同封の委任状にご署名になり日付をご記入の上同封の封筒にてご返送賜るか、または、案内を受け取られた方はインターネット(行使方法は委任状に記載)にて議決権をご行使ください。

同封いたしました議決権代理行使参考書類および2010年度年次報告書は、シティのウェブサイト [www.citigroup.com](http://www.citigroup.com) でご覧になれます。「About Citi」をクリックし、次に「Corporate Governance」、さらに「Financial Disclosure」、そして「Annual Reports & Proxy Statements」を開きます。

日本の株主の皆様には、議決権代理行使参考書類につきましては、適用法令および規則に基づき、議決権行使のための判断に必要な事項を当該議決権代理行使参考書類から抜粋して日本語に翻訳して提供させていただいております。2010年度年次報告書につきましては、日本におけるシティのウェブサイト <http://www.citigroup.jp/japanese> において日本語訳を掲載しておりますので、そちらも合わせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

## 目次

コーポレートガバナンス.....	1
一定の取引および関係.....	1
株式所有.....	2
第1号議案：取締役の選任の件.....	4
候補者の略歴.....	4
取締役候補者.....	8
取締役会委員会.....	17
役員の報酬.....	18
報酬の検討および分析.....	18
2010年度抜粋報酬一覧表.....	21
第2号議案：独立登録会計事務所選任の承認の件.....	25
第3号議案：シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正（授権株式数の増加）の承認.....	26
第4号議案：シティの2011・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランの承認.....	39
第5号議案：シティの2010年度役員報酬にかかる勧告的決議.....	41
第6号議案：役員報酬にかかる将来の勧告的決議の頻度に関する勧告的決議.....	43
第7号議案：株式併合実施可能期間の延長の承認.....	44
株主提案.....	51

\*本書は、議決権代理行使参考書類の一部の抄訳です。

## コーポレートガバナンス

<中略>

\*以下は、議決権代理行使参考書類における「コーポレートガバナンス」の項目中、取締役の選任議案に関連する部分の翻訳です。

### 一定の取引および関係

シティは2007年4月に、ビクラム・パンディット氏とジョン・ヘイブズ氏により共同設立されたヘッジファンド会社であるオールド・レーン・パートナーズ・エルピー（以下「オールド・レーン」といいます。）の発行済パートナーシップ持分の100パーセントを買い取る契約を締結しました。このファンドに対しては、ビクラム・パンディット氏、ジョン・ヘイブズ氏およびブライアン・リーチ氏の各氏が持分を保有していました。2007年のオールド・レーン買収時にオールド・レーンの前所有者に対して支払われた購入代金の相当部分は、当該取引の完了の第4年目にあたる2011年7月までは、オールド・レーン・ファンドに投資されたままとすることが要求されました。これに従い、ビクラム・パンディット氏およびジョン・ヘイブズ氏の両人の名義で100,273,630ドル（この相当部分は2011年7月まで没収対象）が、またブライアン・リーチ氏の名義で10,862,222ドルが、オールド・レーン・ファンドに投資されました。2008年6月、シティは、オールド・レーン・ファンドの実質上すべての資産を購入し、オールド・レーン・ファンドの実質上すべての投資家の持分を償還しました。投資家の持分の償還に関連して、オールド・レーンの前所有者が行ったオールド・レーン・ファンドへの投資の一部について分配が行われ、パンディット氏およびヘイブズ氏にはそれぞれ79,706,630ドル、リーチ氏には8,634,283ドルが支払われました。この分配金は、2011年7月に終了する期間の残余期間にわたり、将来の分配金と共に全額がシティ・プライベート・バンクの口座に投資されます。当該資金は、当該執行役員が死亡した場合、または当該執行役員の心身障害により、もしくは同氏の責に帰すべき事由なく、もしくは正当な理由によりシティによる同氏の雇用が終了した場合に、また、リーチ氏に関してはいかなる理由であれシティによる同氏の雇用が終了した時点で、期間終了前の早期引出しが可能です。パンディット氏およびヘイブズ氏の投資金額の相当部分は、シティによる当該執行役員の雇

用が同氏の責に帰すべき事由により、または正当な理由なく2011年7月より前に終了した場合、没収の対象となります。

2010年4月5日に、シティは、シティの取締役を務めるロバート・L・ジョス氏と契約を締結しました。この契約に従い、ジョス氏は2010年度中、シティ、その子会社および関連会社にコンサルティング・サービスを提供し、四半期ごとの後払いで350,000ドルの支払いを受けます。ジョス氏の契約は2011年に更新されました。関係当事者取引に関するシティの方針に従い、指名・統治委員会がジョス氏との契約を承認しました。

2010年度にシティの子会社は、当該子会社の商品およびサービスに焦点を当てた取引用ウェブサイトのウェブデザインサービス提供に関して、マニュエル・メディナ-モラ氏の息子であるホセ・マニュエル・メディナ-モラ氏が過半数を所有する会社と契約を締結しました。この会社には、そのサービスに対して約800,000ドルが支払われました。この業務は完了し、当該契約は、現在は有効ではありません。

シティは、従業員が投資するファンドを設立しています。さらに、特定の取締役および執行役員は随時、シティの子会社により設定されているファンドに、各自の個人の資金を直接的に投資するか、または自らが受託者として行動する資金を投資させています。かかる投資は、当社の取締役、執行役員、または従業員ではない他の外部投資家の当該ファンドへの投資の条件と同一の条件で行われています。執行役員は、「グランドファーザー条項」に基づく投資以外には、サーベンス・オクスリー法およびシティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインに準じて、一定の状況においてのみ、かつ委員会の承認が得られた場合にのみ、シティが支援する一定の投資機会において、投資を実行することができます。

シティは、2010年度に、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める特定の組織に対して、投資銀行業務、金融アドバイザー、およびその他のサービス業務を提供しました。また、シティは、通常の業務過程において、当該組織が参加できる投資機会を支援することがあります。さらに、シティは、通常の業務過程において、当社の取締役の一部が役員または取締役を務める組織の商品またはサービスを利用することがあります。

<後略>

## 株式所有

<中略>

下表は、2011年2月22日現在、当社の取締役および特定の執行役員が実質的に保有しているシティ普通株式の一覧です。

氏名	役職	実質的に保有する普通株式 (オプションを除きます。)	基準日から 60日以内に 行使可能な ストック・ オプション	実質的に保有する普通株式数の合計
アラン・J・P・ベルダ	取締役	210,197	50,143	260,340
ティモシー・C・コリンズ	取締役	88,903	—	88,903
マイケル・コルバット	シティ・ホールディングス最高経営責任者	2,374,587	24,200	2,398,787
ジョン・C・ガスパック	最高財務責任者	2,110,738	17,740	2,128,478
ジェリー・A・グラントホーファー	取締役	162,543	—	162,543
ジョン・P・ヘイブンス	社長兼最高業務責任者、インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者	4,443,791	305,084	4,748,875
ロバート・L・ジョス	取締役	114,704	—	114,704
アンドリュー・N・リヴェリス	取締役	111,952	56,600	168,552
マヌエル・メディナーモラ	北米地域個人向け銀行業務部門、ラテンアメリカおよびメキシコ会長兼最高経営責任者	8,642,239	832,726	9,474,965
マイケル・E・オニール	取締役	159,589	—	159,589
ピクラム・S・バンディット	最高経営責任者兼取締役	2,200,179	2,250,000	4,450,179
リチャード・D・パーソンズ	取締役会会長	277,457	23,758	301,215
ローレンス・R・リッチャルディ	取締役	108,798	—	108,798
ジュディス・ルーディン	取締役	124,566	35,877	160,443
ロバート・L・ライアン	取締役	125,459	—	125,459
アンソニー・M・サントメロ	取締役	152,334	—	152,334
ダイアナ・L・テイラー	取締役	88,903	—	88,903
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア	取締役	380,203 <sup>(1)</sup>	—	380,203 <sup>(1)</sup>
エルネスト・セディージョ	取締役	59,162	—	59,162
取締役および執行役員(全30名)の合計		48,157,721	4,719,684	52,877,405

(1) シティグループ・インクの有形配当強化型普通株式4,900ユニットの所有を通じて、2011年2月22日時点でトンプソン氏が取得する権利を有する普通株式124,365株を含みます。

2011年2月22日現在、取締役または執行役員はいずれも、シティの普通株式の1パーセント以上を保有していません。

2011年2月22日現在、取締役および執行役員全員が実質的に保有する株式数の合計は、シティの普通株式の約0.18パーセントです。

前記の表に示された株式については、全株式がSEC規則の下に実質的に保有されるとみなされ、一部は取締役または執行役員によって直接保有されていない可能性があります。下表は、取締役または執行役員が間接的に保有する様々な形態の株式の詳細一覧です。間接保有される株式には、以下が含まれます。

- 一定の繰延報酬制度の下で受領が繰り延べられている株式

- 家族または信託と共有している株式、家族により保有される株式、取締役または執行役員が受託者であるが実質株主ではない信託により保有される株式、または資産の実質的に全部をシティの株式に投資するミューチュアルファンドにより保有される株式
- 取締役または執行役員が直接的または間接的な議決権を有するものの処分権を有しない株式
- 以下の表に示されている通り、取締役または執行役員が直接的または間接的な議決権を有するものの処分権は制限の対象とされる株式

取締役/役員	受領が繰り延べられている株式	家族、信託、もしくはミューチュアルファンドで保有、またはそれらと共有している株式	議決権を有するものの処分権を有しない株式	処分権の制限対象とされている制限株式または繰延株式
アラン・J・P・ベルダ	205,198	—	—	—
ティモシー・C・コリンズ	88,903	—	—	—
マイケル・コルバット	—	17,811	—	1,937,466
ジョン・C・ガスパック	—	—	—	1,695,723
ジェリー・A・グランドホーファ	137,544	25,000	—	—
ジョン・P・ヘイブンス	—	—	—	3,661,271
ロバート・L・ジョス	88,903	17,000	—	—
アンドリュー・N・リヴェリス	108,722	1,200	—	—
マニュエル・メディーナモラ	—	—	—	3,715,838
マイケル・E・オニール	159,590	—	—	—
ピクラム・S・パンディット	—	1,659,000	—	250,000
リチャード・D・パーソンズ	219,657	—	—	—
ローレンス・R・リッチャルディ	72,542	—	—	—
ジュディス・ルーディン	124,200	366	—	—
ロバート・L・ライアン	110,345	—	—	—
アンソニー・M・サントメロ	152,336	—	—	—
ダイアナ・L・テイラー	88,903	—	—	—
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア	109,818	148,020	—	—
エルネスト・セディージョ	59,162	—	—	—
取締役および執行役員 (全30名)の合計	1,725,823	3,324,822	—	29,530,077

## 第1号議案:取締役の選任の件

取締役会は、退任するアンドリュー・N・リヴェリス氏以外の現任取締役全員につき、2011年度年次総会における再

任を求めて取締役候補者に指名しました。取締役は、72歳に達した後は、再任を求める資格がありません。

<中略>

### 候補者の略歴:

シティの取締役候補者の多くは、他の大手国際企業の現役もしくは元の最高経営責任者もしくは会長であるか、または大規模で複合的な学術機関、政府機関、慈善団体、もしくはそれらの部門を運営した経験を有しています。したがって、取締役候補者は、シティの適正な営業および成功にきわめて重要な多数の分野における深い理解と豊富な経験を兼ね備えています。シティは、当社の分析目的において、大企業または大規模かつ複合的な機関の最高経営責任者または会長を務めた経験を有する候補者は、財務諸表の作成、報酬の決定、規制遵守（当該事業が規制の対象である、または対象であった場合）、コーポレート・ガバナンス、広報・渉外および法務において経験を豊富に積んでいる、と判断しています。下記は、取締役候補者がシティの取締役にきわめてふさわしいとの指名・統制委員会の結論を裏付ける、各候補者の特定の技能、資格、および経験に焦点を当てた略歴です。各候補者のより正式かつ完全な経歴は8ページから記載されています。

### アランJ・P・ベルダ

ベルダ氏は、経験豊富なエグゼクティブであり、国際事業、財務報告、金融サービス、報酬、規制遵守、法務、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、これまでに歴任したアルコア・インクの会長兼最高経営責任者および同社の他の役職、デュポン・カンパニーの取締役ならびにインターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーションおよびルノーの取締役の職務を通じて、国際事業、規制遵守、訴訟における幅広い経験を積んでいます。また、1999年から2008年まではアルコアの最高経営責任者、現在はワーバーク・ピンカスのマネージング・ディレクター（中南米への投資活動を統括し、同社のポートフォリオ全体に戦略的助言を提供）、シティの監査・リスク管理委員会の元委員、シティの監査・リスク管理委員会消費者小委員会の元委員長および元主任取締役として、金融、財務報告、リスク管理において広範囲にわたる経験と専門知識を得ています。さらに、アルコアの元最高経営責任者、IBMの役員報酬委員会および経営人材委員会の委員、およびシティの人事・報酬委員会の委員長として、役員報酬に関する幅広い経験を有しています。8ページのより詳細にわたるベルダ氏の経歴をご参照ください。

### ティモシー・C・コリンズ

コリンズ氏は、経験豊富な投資家でもあるエグゼクティブであり、金融サービス、法人業務、財務報告、リスク管理および国際事業の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、金融サービス、自動車、製造業、消費者サービス、法人サービスなどの多数の業界に投資する投資会社であるリップルウッド・ホールディングス・エルエルシーの設立および同社の投資委員会委員長としての現在の任務、また、それ以前のラザード・フレール・アンド・カンパニーおよびブーズ・アレン・アンド・ハミルトンでの執行役員としての任務を通じて、金融市場、プライベートエクイティ、およびその他の金融サービスならびに法人業務において広範囲にわたる経験を有しています。リップルウッドにおける職務、さらにウェザー・インベストメンツ・エス・ピー・エイの監査委員会委員長を務めたことにより、財務諸表の分析および作成ならびにリスク管理において幅広い経験を積んでいます。また、取締役会での業務ならびにコマーシャル・インターナショナル・バンク・オブ・エジプトの統治・報酬委員会の両方での経験から報酬およびガバナンスに関する専門知識を得ています。さらに、アール・エイチ・ジェイ・インターナショナル・エス・エイ、コマーシャル・インターナショナル・バンク・オブ・エジプト、およびウェザー・インベストメンツ・エス・ピー・エイの取締役としての任務を通して、重要な国際事業の専門知識を有しています。9ページのより詳細にわたるコリンズ氏の経歴をご参照ください。

### ジェリー・A・グラントホーファー

グラントホーファー氏は、熟練した銀行家であり、金融サービス、法人・消費者業務、リスク管理、財務報告、報酬、規制遵守の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、ユー・エス・バンコープの取締役会会長兼最高経営責任者、ファースター・コーポレーションおよび同社の前身であるスター・バンクの社長兼最高経営責任者、バンク・オブ・アメリカの副会長としてのこれまでの任務を通じて、金融サービス、法人・消費者業務、規制遵守、財務報告、報酬において広範囲にわたる専門知識を蓄積しました。また、取締役を務めているエコラブ・インクの報酬委員会および財務委員会の委員として、報酬および財務における幅広い技能と専門知識を得ています。さらに、シティの監査・リスク管理委員会の元委員長、現

在のリスク管理・財務委員会の委員長として、リスク管理と財務報告において広範囲にわたる技能と専門知識を得ています。10ページのより詳細にわたるグラントホーファー氏の経歴をご参照ください。

#### ロバート・L・ジョス

ジョス博士は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、学界の権威でもあります。同氏は、国際事業、金融サービス、財務報告、報酬、法人・消費者業務、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、オーストラリアおよびニュージーランドの最大手銀行組織の一社であるウェストパック・バンキング・コーポレーション・リミテッドの最高経営責任者兼マネージング・ディレクターおよびウェルズ・ファースト・アンド・カンパニーでの副会長を含む執行役員としての経験、ならびにスタンフォード大学経営大学院での10年間にわたる学長およびフィリップ・H・ナイト教授としての任務、およびそれ以前の米国財務省経済政策担当副次官補としての任務を通じて、金融サービス、財務報告、報酬、法人・消費者業務、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における幅広い経験と専門知識を得ています。信用委員会の委員長、監査委員会、法令遵守委員会、指名・統治委員会、財務委員会の委員としてのこれまでのウェストパック、上海商業銀行、ウェルズ・ファーストにおける各社取締役会での任務、またサリー・メイでの任務、ならびに現在のベクテル・グループ・インク取締役会での任務を通じて、国際事業、金融サービス、報酬、財務報告、コーポレート・ガバナンス、リスク管理の理解を深めています。10ページのより詳細にわたるジョス氏の経歴をご参照ください。

#### マイケル・E・オニール

オニール氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブです。同氏は、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、バンク・オブ・ハワイの元会長兼最高経営責任者、バンク・オブ・アメリカの副会長兼最高財務責任者、コンチネンタル・バンクの最高財務責任者として、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野において広範囲に及ぶ経験と専門知識を得ました。バンク・オブ・ハワイは、同氏の指揮の下、3年間の戦略的方向転換に成功し、リスク管理手続きを徹底的に見直しました。バンク・オブ・ハワイ在職中には連邦準備制度理事会諮問委員会の地区委員も務め、規制遵守に関する専門知識をさらに深めています。また、コンチネンタル・バンク在職中および独立ファイナンシャル・コンサルタントとして活動中に、広範囲にわたる国際金融サービスを経験しました。11ページのより詳細にわたるオニール氏の経歴をご参照ください。

#### ビクラム・S・パンディット

パンディット氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、ファイナンスの専門家です。同氏は、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、広報・渉外の各分野における広範な経験および専門知識により、取締役候補者として指名されました。シティグループ・インクの最高経営責任者としての現在の任務、ならびにシティのインスティテューショナル・クライアント・グループの会長兼最高経営責任者、シティ・オルタナティブ・インベストメンツの会長兼最高経営責任者、オールド・レーン・パートナーズ・エルピーの設立メンバー、モルガン・スタンレーの法人向け証券業・投資銀行部門の社長兼最高業務責任者としての過去の任務を通じて、広範囲にわたる金融サービス、財務報告、法人業務、リスク管理の経験を積んでいます。シティの最高経営責任者に指名された際は、シティの独立リスク管理機能の再構築を重視しました。また、シティの最高経営責任者として、規制遵守問題ならびに消費者・法人業務に関して幅広い経験を積んでいます。11ページのより詳細にわたるパンディット氏の経歴をご参照ください。

#### リチャード・D・パーソンズ

パーソンズ氏は、金融サービス業界内とそれ以外の業界の両方において経験豊富なエグゼクティブです。同氏は、金融サービス、規制遵守、消費者業務、国際事業、報酬、法務、財務報告、リスク管理、広報・渉外の各分野における広範な経験および技能により、取締役候補者として指名されました。シティグループ・インクの会長としての現在の任務、ならびに1991年から1995年までのタイム・セービング・バンク・オブ・ニューヨークの会長兼最高経営責任者、1988年から1990年までの同社社長兼最高業務責任者としての過去の経験を通じて、金融サービス、規制遵守、消費者業務、広報・渉外の各分野において幅広い技能を向上させ、広範囲に及ぶ経験を積んでいます。タイムワナーでは、会長（2003年から2008年）、最高経営責任者（2002年から2007年）、共同最高業務責任者（2001年から2002年）、社長（1995年から2000年）、および取締役（1991年以降）として、国際事業、消費者業務、財務報告、報酬、法務、広報・渉外における幅広い経験をえています。また、パターソン・ベルクナップ・ウェット・アンド・タイラー法律事務所のマネージング・パートナー（ならびにパートナーおよびアソシエイト）、米国ホワイト・ハウスの内政審議会ゼネラル・カウンセル兼アソシエイト・ディレクター（1975年から1977年）、米国副大統領執務室の副大統領副法律顧問（1975年）、ニューヨーク州知事アシスタント・カウンセルおよび主席アシスタント・カウンセル（1971年から1974年）の職務において、法務、規制遵守、および広報・渉外についての広範囲にわたる経験を有しています。さらに、シティの監査・リスク管理委員会、人事・報酬委員会、指名・統治委員会、ならびに取締役を務めているジ・エスティー・ローダー・カンパニーズ・インクの報酬・指名委員会および取締役会事

案委員会、そして取締役を務めているマディソン・スクエア・ガーデン・インクの監査委員会および報酬委員会の各任務を通じて、コーポレート・ガバナンス、財務報告、リスク管理、報酬の幅広い経験を積んでいます。12ページのより詳細にわたるパーソンズ氏の経歴をご参照ください。

#### ローレンス・R・リッチャルディ

リッチャルディ氏は、経験豊富なエグゼクティブであり、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、消費者業務、コーポレート・ガバナンス、法務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、国際的な消費財企業およびテクノロジー企業における上級経営陣ならびに法務および財務の上級役員職を含む、執行役員としての経験に基づき、法律と業務が相互作用する分野に対する独特な洞察力を備えています。また、IBMの最高財務責任者兼シニア・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル、RJRナビスコの社長兼ゼネラル・カウンセルとしての任務、ならびにシティ、ロイヤル・ダッチ・シェル、およびリーダーズ・ダイジェストの監査委員会委員長としての経験から、財務報告、リスク管理、法務において幅広い経験を有しています。IBMコーポレーションのシニア・ヴァイス・プレジデント兼会長付顧問、およびRJRナビスコ・インクの社長兼共同会長兼最高経営責任者としての任務においては、国際事業および消費者業務について重要な経験を積んでいます。また、リーダーズ・ダイジェストの主席独立取締役として、さらにIBMおよびRJRナビスコでの主導的役割を通して、コーポレート・ガバナンスの幅広い経験をえました。IBM在職中には、IBMを今日の競争力ある市場リーダーへと変容、復活させた同社経営陣において主要な役割を果たしました。13ページのより詳細にわたるリッチャルディ氏の経歴をご参照ください。

#### ジュディス・ルーディン

ルーディン博士は、非営利セクターの経験豊富なリーダーであり、広報・渉外、コーポレート・ガバナンス、報酬、財務報告、リスク管理、法務の各分野における技能および経験により、取締役候補者として指名されました。現在のロックフェラー財団理事長としての任務、および1994年から2004年退任時までのペンシルベニア大学の学長および1992年から1994年までのエール大学の学長としての以前の任務、ならびにシティの監査・リスク管理委員会での過去の任務、およびコムキャスト監査委員会での任務を通じて、広報・渉外、財務報告、リスク管理、法務の各分野において広範囲に及ぶ経験を有しています。さらに、フィラデルフィア市最大の民間雇用者であるペンシルベニア大学の学長、エイムアール・コーポレーションおよびコムキャスト・コーポレーションの報酬委員会の委員、さらにコムキャスト・コーポレーション、エイムアール・コーポレーション、およびエトナ・インクの取締役としても、報酬事項について幅広い経験をえました。さらに、ワールド・トレード・

メモリアル財団の理事、カーネギー・ホールの理事、ブルッキングス研究所の名誉理事、外交問題評議会の評議員、米国医学研究所の研究員、ニューヨーク市経済機会委員会の委員としての任務により、広報・渉外問題の理解を深めています。13ページのより詳細にわたるルーディン氏の経歴をご参照ください。

#### ロバート・L・ライアン

ライアン氏は、経験豊富な金融業界のエグゼクティブであり、財務報告、リスク管理、広報・渉外の各分野における広範な技能および経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、メドトロニックのシニア・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者（1993年から2005年まで）として、またユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーションの財務担当ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者（1984年から1993年）、コントローラー（1983年から1984年）、トレジャーラー（1982年から1983年）としての任務を通じて、ならびにシティの監査委員会、過去のシティの監査・リスク管理委員会、ジェネラル・ミルズおよびヒューレット・パッカートの監査委員会での任務を通して、財務報告およびリスク管理において幅広い専門知識を蓄積しています。シティ、スタンレー・ブラック・アンド・デッカー、ジェネラル・ミルズおよびヒューレット・パッカートの取締役会での任務、ならびにコーネル大学の理事およびハーバード・ビジネス・スクールの視察委員会委員としての任務を通して、貴重な広報・渉外の専門知識と経験を有しています。14ページのより詳細にわたるライアン氏の経歴をご参照ください。

#### アンソニー・M・サントメロ

サントメロ博士は、熟達したエコノミストであり、経済政策アドバイザーです。同氏は、リスク管理、規制遵守、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は多くの高名な地位においてリスクおよび規制の広範な経験をえており、直近ではマッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザーであり、2000年から2006年まではフィラデルフィア連邦準備銀行の頭取を務め、信用・リスク管理に関するシステムズ委員会の委員長、金融サービス方針委員会および支払システム方針諮問委員会の委員も務めていました。また、ペンシルベニア大学ウォートン校のリチャード・K・メロン金融学教授および同校副学長としては、全社レベルでのリスク管理に関係する問題ならびに生産性と実績を改善する方法に特に焦点を当てると同時に、業界参加者が競争優位を追求するにあたって直面する業務上の現実と競合上の要求を把握した上で研究がなされることを徹底するために、業界幹部ならびに実務家と緊密に協力しました。さらに、シティのリスク管理・財務委員会および監査委員会、ならびにルネッサンスリー・ホールディングスの投資・リスク管理委員会での任務を通じて、リスク管理の経験を深めています。14ページのより詳細にわたるサントメロ氏の経歴をご参照ください。

### ダイアナ・L・テイラー

テイラー氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、規制当局者でもあります。同氏は、金融サービス、法人業務、規制遵守、リスク管理、広報・渉外、報酬、コーポレート・ガバナンス、財務報告、法務の各分野における広範囲に及ぶ経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、ニューヨーク州銀行局銀行監督官を務めた経験から、銀行規制およびリスク管理において幅広い経験を有しています。同氏の金融サービスおよび法人業務の経験には、ファンド運用会社のウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーのマネージング・ディレクター、総合サービス投資銀行であるエム・アール・ビール・アンド・カンパニーのファンドマネージャー、設立パートナー兼社長として、ならびにドナルドソン・ラフキン・アンド・ジャンレット、リーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ・インク、スミス・バーニー・ハリス・アップラム・アンド・カンパニーでの様々な要職を通じたプライベートエクイティ、ファンド運用および投資銀行業での深い経験が含まれます。それ以前にはロングアイランド電力公社の最高財務責任者を務めました。さらに、サザビーズの報酬委員会、ブルックフィールド・プロパティーズの統治委員会での任務、ダートマス大学の理事、報酬委員会委員および監査委員会委員長、ACCIONインターナショナルの会長としての任務を通じて、広報・渉外、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務における経験をさらに積み重ねています。15ページのより詳細にわたるテイラー氏の経歴をご参照ください。

### ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア

トンプソン氏は、経験豊富な金融サービス業界エグゼクティブです。同氏は、金融サービス、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務、国際事業、法人・消費者業務、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、PIMCOの最高経営責任者（1993年から2009年）、東京のソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドの会長（1991年から1993年）、ソロモン・ブラザーズの西部地区コーポレート・ファイナンス責任者、および西部地区インスティテューショナル・セールス責任者として、金融サービス、法人・消費者業務、国際事業において幅広い技能と経験をえました。また、パシフィック・ライフ・コー

ポレーションの最高経営責任者として、および自ら委員を務める同社の報酬・人事委員会での任務を通じて、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務に関する技能と経験を幅広く積んでいます。15ページのより詳細にわたるトンプソン氏の経歴をご参照ください。

### エルネスト・セディージョ

セディージョ氏は、元メキシコ共和国大統領であり、熟達したエコノミストであり、学界の権威です。同氏は、国際事業、金融サービス、規制遵守、広報・渉外、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。メキシコ中央銀行での勤務（1978年から1987年）、メキシコ政府の予算担当次官（1987年から1988年）、同経済計画・予算担当長官（1988年から1992年）、そしてメキシコ大統領（1994年から2000年）を含む多大な政府経験、ならびにエール大学グローバルイノベーション研究センターのディレクターとしての役割、エール大学の国際政治経済学の教授および国際地域研究の教授を含む学界での経験を通じて、国際事業、金融サービス、規制遵守、リスク管理の各分野において幅広い経験を有しています。同氏は、グローバル・デベロップメント・ネットワークの会長、世界銀行グループのガバナンスの現代化に関するハイレベル委員会の委員長、G30の構成員、ACEリミテッド、ロールスロイス、BP、およびザ・コカ・コーラ・カンパニー各社の国際評議会の評議員としての職務を通じて、国際事業、金融サービス、広報・渉外において広範囲にわたる経験を有しています。現在は、アルコア・インクの取締役として監査委員会、統治・指名委員会、公的問題委員会の委員を、さらにプロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの取締役として統制・公共責任委員会の委員長と革新・技術委員会の委員、財務委員会の元委員を務め、またスペインのグルポ・プリザの取締役であり、以前にはユニオン・パシフィック・コーポレーションの元取締役として監査委員会と財務委員会の委員を、さらにEDSの元取締役として統制委員会の委員を務めたことから、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、広報・渉外における経験をえています。16ページのより詳細にわたるセディージョ氏の経歴をご参照ください。



## 取締役候補者

次の表は、各取締役候補者自らが提供した自らの主たる職業、略歴、その他事項に関する情報をまとめたものです。

取締役会は、これらの候補者全員につき賛成票を投じられますことをお勧めします。

氏名、 基準日における年齢	地位、主たる職業、略歴 他法人の役員就任状況
アランJ・P・ベルダ 67歳 	マネージング・ディレクター ワーバーグ・ピンカス社 <ul style="list-style-type: none"><li>・ワーバーグ・ピンカス社マネージング・ディレクター—2009年8月から現在</li><li>・アルコア・インク会長—2001年から2010年</li><li>・最高経営責任者—1999年から2008年</li><li>・社長—1997年から2001年</li><li>・最高業務責任者—1997年から1999年</li><li>・副会長—1995年から1997年</li><li>・エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1994年から1995年</li><li>・アルコア（ラテン・アメリカ）社長—1991年から1994年</li><li>・ヴァイス・プレジデント—1982年から1991年</li><li>・アルコア・アルミニオ・エス・エイ（ブラジル）社長—1979年から1994年</li><li>・シティグループ（またはその前身会社）取締役—1997年以降</li><li>・他法人の役員就任状況:IBMコーポレーション、ルノー</li><li>・過去5年以内に退任した元取締役職:イー・アイ・デュボン・ド・ヌムール・アンド・カンパニー、アルコア・インク</li><li>・その他の活動状況:ウッドロー・ウィルソン・インターナショナル・センター・フォー・スカラーズのブラジル・プロジェクト諮問委員会（共同委員長）、ザ・ビジネス・カOUNシル（構成員）、ビジネスラウンドテーブル（構成員）、持続可能な開発のための世界経済人会議（構成員）、世界経済フォーラム—国際ビジネス評議会（評議員）</li></ul>

氏名、  
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴  
他法人の役員就任状況

ティモシー・C・コリンズ  
54歳



投資委員会委員長

リップルウッド・ホールディングス・エルエルシー

- リップルウッド・ホールディングス・エルエルシー 投資委員会委員長—2010年から現在
- リップルウッド・ホールディングス・エルエルシー 最高経営責任者兼シニア・マネージング・ディレクター—1995年から2010年
- アール・エイチ・ジェイ・インターナショナル・エス・エイ 投資&戦略委員会委員長—2009年から現在
- アール・エイチ・ジェイ・インターナショナル・エス・エイ 共同最高経営責任者兼シニア・マネージング・ディレクター—2007年から2009年
- アール・エイチ・ジェイ・インターナショナル・エス・エイ 最高経営責任者兼シニア・マネージング・ディレクター—2005年から2007年
- オネックス・コーポレーション マネージング・ディレクター—1990年から1995年
- ラザード・フレール・アンド・カンパニー・エルエルシー ヴァイス・プレジデント—1984年から1990年
- ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン・インク アソシエイト—1981年から1984年
- カミンズ・エンジン・カンパニー ファイナンシャル・プランニング・マネージャー—1974年から1975年および1978年から1980年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況:アール・エイチ・ジェイ・インターナショナル・エス・エイ、ウェザー・インベストメンツ・エス・ピー・エイ、AEGパワー・ソリューションズ
- 過去5年以内に退任した元取締役職:リーダーズ・ダイジェスト・アソシエーション、RSCホールディングス・インク、WRCメディア・インク、アズベリー・オートモーティブ・グループ・インク、株式会社新生銀行、コマーシャル・インターナショナル・バンク・オブ・エジプト
- その他の活動状況:三極委員会（委員）、エール神学校評議会（評議員）、エール大学経営大学院評議会（評議員）、ワイル・コーネル医科大学監督者会議（委員）、外交問題評議会（評議員）、トニー・ブレア・フェイス財団（理事）、ベルファー科学・国際関係研究所（構成員）、ホテル・カーライル・オーナーズ・コーポレーション（取締役）

氏名、  
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴  
他法人の役員就任状況

ジェリー・A・グランドホーファー 名誉会長  
66歳



ユー・エス・バンコープ

- ・ユー・エス・バンコープ名誉会長—2007年から現在
- ・会長—2002年から2007年
- ・最高経営責任者—2001年から2006年
- ・社長—2001年から2004年
- ・取締役—1993年から2007年
- ・ファースター・コーポレーションおよびスター・バンク・コーポレーション（共にユー・エス・バンコープの前身会社）会長兼社長兼最高経営責任者—1993年から2001年
- ・シティグループ取締役—2009年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- ・他法人の役員就任状況:エコラブ・インク
- ・過去5年以内に退任した元取締役職:ザ・ミッドランド・カンパニー・インク、リーマン・ブラザーズ・インク
- ・その他の活動状況:ダニー・トンプソン慈善財団（理事）

ロバート・L・ジョス  
69歳



金融学名誉教授、元学長  
スタンフォード大学経営大学院

- ・金融学名誉教授—2010年から現在
- ・スタンフォード大学経営大学院学長—1999年から2009年
- ・ウェストパック・バンキング・コーポレーション最高経営責任者兼マネージング・ディレクター—1993年から1999年
- ・ウェルズ・ファーゴ・バンク副会長—1986年から1993年
- ・エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1981年から1986年
- ・シニア・ヴァイス・プレジデント—1975年から1981年
- ・ヴァイス・プレジデント—1972年から1975年
- ・アシスタント・ヴァイス・プレジデント—1971年から1972年
- ・米国財務省経済政策担当副次官補—1969年から1971年
- ・ホワイト・ハウス・フェロー—1968年から1969年
- ・シティグループ取締役—2009年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役—2010年以降
- ・他法人の役員就任状況:ベクテル・グループ・インク、マケナ・キャピタル・マネジメント
- ・過去5年以内に退任した元取締役職:アジレント・テクノロジー・インク、ウェルズ・ファーゴ・アンド・カンパニー、マッコリー・DDR・マネジメント・リミテッド
- ・その他の活動状況:経済開発委員会（理事）

氏名、  
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴  
他法人の役員就任状況

マイケル・E・オニール  
64歳



元会長兼最高経営責任者

バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション

- バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション会長兼最高経営責任者兼取締役—2000年から2004年
- バークレイズ・ピーエルシー最高経営責任者就任—1999年
- バンク・オブ・アメリカ副会長兼最高財務責任者—1995年から1998年
- コンチネンタル・バンク最高財務責任者—1993年から1995年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況:FTベンチャーズ（評議会）
- 過去5年以内に退任した元取締役職:なし
- その他の活動状況:ハワイ・パシフィック大学（理事）、ホノルル美術館（理事）

ビクラム・S・パンディット  
54歳



最高経営責任者

シティグループ・インク

- シティグループ・インク最高経営責任者—2007年12月から現在
- インスティテューショナル・クライアント・グループ会長兼最高経営責任者—2007年10月から12月
- シティ・オルタナティブ・インベストメンツ部門会長兼最高経営責任者—2007年4月から10月
- オールド・レーン・パートナーズ・エルピー設立メンバー、メンバー委員会委員長—2005年から2007年4月
- モルガン・スタンレー法人向け証券業・投資銀行業部門社長兼最高業務責任者—2000年から2005年
- シティグループ取締役—2007年以降
- 過去5年以内に退任した元取締役職:なし
- その他の活動状況:コロンビア大学（理事）、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、インディアン・スクール・オブ・ビジネス（理事会理事）、ニューヨーク市パートナーシップ（理事）、金融サービス・フォーラム（委員）

氏名、  
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴  
他法人の役員就任状況

リチャード・D・パーソンズ  
62歳



会長

シティグループ・インク

- ・シティグループ・インク会長—2009年から現在
- ・プロビデンス・エクイティ・パートナーズ・インク シニア・アドバイザー—2009年から現在
- ・タイム・ワーナー・インク会長—2003年から2008年
- ・最高経営責任者—2002年から2007年
- ・共同最高業務責任者—2001年から2002年
- ・社長—1995年から2000年
- ・タイム・ワーナー・インク（またはその前身会社）取締役—1991年から2008年
- ・タイム・セービングス・バンク・オブ・ニューヨーク会長兼最高経営責任者—1991年から1995年
- ・社長兼最高業務責任者—1988年から1990年
- ・パターソン・ベルクナップ・ウェット・アンド・タイラー アソシエイト、パートナーおよびマネージング・パートナー—1977年から1988年
- ・米国ホワイト・ハウス内政審議会ゼネラル・カウンセル兼アソシエイト・ディレクター—1975年から1977年
- ・米国副大統領執務室、副大統領副法律顧問—1975年
- ・ニューヨーク州知事アシスタント・カウンセルおよび主席アシスタント・カウンセル—1971年から1974年
- ・シティグループ（またはその前身会社）取締役—1996年以降
- ・シティバンク、エヌ・エイ取締役—1996年から1998年
- ・他法人の役員就任状況:ジ・エスティー・ローダー・カンパニーズ・インク、マディソン・スクエア・ガーデン・インク
- ・過去5年以内に退任した元取締役職:タイム・ワーナー・インク
- ・その他の活動状況:アポロ・シアター財団（理事長）、近代美術館（理事）、アメリカ自然史博物館（理事）、ニューヨーク市パートナーシップ（理事）、スミソニアン協会アフリカ系アメリカ人歴史文化センター（評議会共同議長）、ロックフェラー財団（理事）、ジャズ・ファウンデーション・オブ・アメリカ（会長）、ニューヨーク市経済機会委員会（共同委員長）、大統領諮問委員会雇用競争力会議（構成員）

氏名、  
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴  
他法人の役員就任状況

ローレンス・リッチャルディ  
70歳



シニア・アドバイザー IBMコーポレーション、ジョーンズ・デイおよびラザード・フレール・アンド・カンパニー

- IBMコーポレーション、ジョーンズ・デイおよびラザード・フレール・アンド・カンパニー シニア・アドバイザー—2003年から現在
- IBMシニア・ヴァイス・プレジデント兼会長付顧問—2002年
- IBMシニア・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル—1995年から2001年
- IBM最高財務責任者—1997年から1998年
- RJRナビスコ・インク社長—1993年から1995年
- RJRナビスコ・インク共同会長兼最高経営責任者—1993年
- RJRナビスコ・インク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル—1989年から1995年
- アメリカン・エクスプレス・トラベル・リレーテッド・サービスズ エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル—1983年から1989年
- アメリカン・エクスプレス入社—1973年
- シティグループ取締役—2008年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況:なし
- 過去5年以内に退任した元取締役職:リーダーズ・ダイジェスト・アソシエーション、ロイヤル・ダッチ・ペトロリアム、ロイヤル・ダッチ・シェル・ピーエルシー
- その他の活動状況:アンドリュウ・W・メロン財団(理事)、全米人文科学センター(理事)、モルガン・ライブラリー・アンド・ミュージアム(次期理事長)

ジュディス・ルーディン博士  
66歳



理事長  
ロックフェラー財団

- ロックフェラー財団理事長—2005年から現在
- ペンシルベニア大学名誉学長—2004年から現在
- ペンシルベニア大学学長—1994年から2004年
- エール大学学長—1992年から1994年
- シティグループ取締役—2004年以降
- 他法人の役員就任状況:コムキャスト・コーポレーション、エイエムアール・コーポレーション
- 過去5年以内に退任した元取締役職:エトナ・インク
- その他の活動状況:ワールド・トレード・メモリアル財団(理事)、カーネギー・ホール(理事)、ブルッキングス研究所(名誉理事)、ホワイト・ハウス・プロジェクト(委員)、外交問題評議会(評議員)、米国医学研究所(研究員)、ニューヨーク市経済機会委員会(構成員)

氏名、  
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴  
他法人の役員就任状況

ロバート・L・ライアン  
67歳



最高財務責任者（退任）

メドトロニック・インク

- メドトロニック・インク シニア・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者—1993年から2005年
- ユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーション 財務担当ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者—1984年から1993年
- コントローラー—1983年から1984年
- トレジャラー—1982年から1983年
- ユニオン・テキサス・ペトロリアム・コーポレーション入社—1982年
- シティバンク、エヌ・エイ ヴァイス・プレジデント—1975年から1982年
- マッキンゼー・アンド・カンパニー 経営コンサルタント—1970年から1975年
- シティグループ取締役—2007年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況:ゼネラル・ミルズ、ヒューレット・パッカード、スタンレー・ブラック・アンド・デッカー、
- 過去5年以内に退任した元取締役職:ユナイテッドヘルス・グループ
- その他の活動状況:コーネル大学（理事）、ハーバード・ビジネス・スクール（視察委員会委員）

アンソニー・M・サントメロ  
64歳



元頭取

フィラデルフィア連邦準備銀行

- マッキンゼー・アンド・カンパニー シニア・アドバイザー—2006年から2008年
- フィラデルフィア連邦準備銀行頭取—2000年から2006年
- ペンシルベニア大学ウォートン校リチャード・K・メロン金融学教授—1984年から2002年
- シティグループ取締役—2009年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2009年以降
- 他法人の役員就任状況:ルネサンスリー・ホールディングス・リミテッド、ペン・ミューチュアル・ライフ・インシュランス・カンパニー、コロンビア・ファンズ、BofAファンド・シリーズ・トラスト\*
- 過去5年以内に退任した元取締役職:なし
- その他の活動状況:ドレクセル大学（理事）、ドレクセル医科大学（副総長兼理事）、ベン・フランクリン・テクノロジー・パートナーズ・ペンシルバニア南東地区（理事）

\* サントメロ氏は、2011年6月30日付けでBofAファンド・シリーズ・トラストの取締役を退任します。

氏名、  
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴  
他法人の役員就任状況

ダイアナ・L・テイラー  
56歳



マネージング・ディレクター  
ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピー

- ・ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピー マネージング・ディレクター—2007年から現在
- ・ニューヨーク州銀行監督官—2003年から2007年
- ・ニューヨーク州パタキ知事副秘書官—2002年から2003年
- ・ロングアイランド電力公社 最高財務責任者—2001年から2002年
- ・キースパン・エナジー ヴァイス・プレジデント—1999年から2001年
- ・ニューヨーク州パタキ知事 秘書官補佐—1996年から1999年
- ・ミュリエル・シーバート・アンド・カンパニー エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント—1993年から1994年
- ・エム・アール・ピール・アンド・カンパニー社長—1988年から1993年および1995年から1996年
- ・ドナルドソン・ラフキン・アンド・ジャンレット シニア・ヴァイス・プレジデント—1984年から1988年
- ・リーマン・ブラザーズ・クーン・ローブ ヴァイス・プレジデント—1982年から1984年
- ・スミス・バーニー・ハリス・アッパム アソシエイト—1980年から1982年
- ・シティグループ取締役—2009年以降
- ・他法人の役員就任状況:ブルックフィールド・プロパティーズ、サザビーズ
- ・過去5年以内に退任した元取締役職:アリアンツ・グローバル・インベスターズ、FNMA
- ・その他の活動状況:ACCIONインターナショナル（会長）、AMFAR（書記役）、コロンビア大学経営大学院（監督者会議委員）、ダートマス大学（理事）、ハドソン・リバー・パーク・トラスト（会長）、国際女性保健連合（トレジャラー）、メールマン公衆衛生大学院（監督者会議委員）、ニューヨーク・ウィメンズ・ファウンデーション（副会長）、ジ・アフター・スクール・コーポレーション（構成員）、グレーター・ニューヨークYMCA（構成員）

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア  
65歳



最高経営責任者（退任）  
パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー（PIMCO）

- ・PIMCO最高経営責任者—1993年から2009年
- ・ソロモン・ブラザーズ・インク—1975年から1993年
- ・ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッド会長—1991年から1993年
- ・西部地区コーポレート・ファイナンス責任者—1988年から1991年
- ・西部地区マネージング・ディレクター兼インスティテューショナル・セールス責任者—1981年から1988年
- ・ソロモン・ブラザーズ入社—1975年
- ・シティグループ取締役—2009年以降
- ・他法人の役員就任状況:パシフィック・ライフ・コーポレーション
- ・過去5年以内に退任した元取締役職:なし
- ・その他の活動状況:パシフィック・シンフォニー・オーケストラ（理事）、トンプソン自閉症財団（会長）、トンプソン・ファミリー財団（理事長）、ミズーリ大学（総長付財務諮問委員会）

氏名、  
基準日における年齢

地位、主たる職業、略歴  
他法人の役員就任状況

エルネスト・セディージョ  
59歳



ディレクター、エール大学グローバリゼーション研究センター国際政治経済学教授、エール大学

- エール大学グローバリゼーション研究センター ディレクターエール大学 国際政治経済学教授—2002年から現在
- メキシコ大統領—1994年から2000年
- メキシコ国政府教育省長官—1992年から1993年
- メキシコ国政府経済計画・予算担当長官—1988年から1992年
- メキシコ国政府予算担当次官—1987年から1988年
- バンコ・デ・メヒコエコノミスト、経済リサーチ部門副部長、FICORCA 長官、次官—1978年から1987年
- シティグループ取締役—2010年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役—2010年以降
- 他法人の役員就任状況:アルコア・インク、プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー、ゲルボ・プリザ
- 過去5年以内に退任した元取締役職:エレクトロニック・データ・システムズ・コーポレーション、ユニオン・パシフィック・コーポレーション
- その他の活動状況:ACEリミテッド（国際諮問委員会委員）、ロールスロイス（国際諮問委員会委員）、BP（国際諮問委員会委員）、クレディ・スイス・リサーチ・インスティテュート（アドバイザー）、世界経済フォーラム（財団理事会）、グローバル・デベロップメント・ネットワーク（会長）、G30（構成員）

シティの取締役全員の1年の任期は年次総会にて満了します。

<中略>

## 取締役会委員会

<中略>

下表は各委員会の現在の構成員の一覧表です。

委員会	現在の構成員
監査委員会	ローレンス・リッチャルディ(委員長) ロバート・L・ライアン アンソニー・M・サントメロ
シティ・ホールディングス監督委員会	ティモシー・C・コリンズ ロバート・L・ジョス マイケル・E・オニール(委員長)
指名・統治委員会	アラン・J・P・ベルダ ジェリー・A・グランドホーフアー リチャード・D・パーソンズ ダイアナ・L・テイラー(委員長) ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア
人事・報酬委員会	アラン・J・P・ベルダ(委員長) アンドリュー・N・リヴェリス リチャード・D・パーソンズ アンソニー・M・サントメロ ダイアナ・L・テイラー ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア
広報委員会	アンドリュー・N・リヴェリス ジュディス・ルーディン(委員長) エルネスト・セディージョ
リスク管理・財務委員会	ジェリー・A・グランドホーフアー(委員長) ロバート・L・ジョス マイケル・E・オニール ロバート・L・ライアン アンソニー・M・サントメロ ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア エルネスト・セディージョ

<後略>

## 役員の報酬

### 報酬の検討および分析

#### 概要

シティは、報酬慣行および報酬体系に対して責任をもつことを約束しています。シティは、従業員の報酬が、リスク管理の原則および収益性の維持への長期的貢献度を反映した勤務評価指標を反映することを保証する一方で、従業員に対し、公平に報酬を与える必要性和その業績に基づき競争原理によって報酬を与える必要性和を均衡させました。シティの報酬に関する考え方の目的についての議論で詳述されているように、シティの制度は、不必要な、または過度なリスク・テイキングを抑制し、競争を促進し、適切な期間における業績に報酬を与え、個々の従業員の貢献を認識することにより能力主義を推進し、シティの事業基盤の価値を高めることを目的としています。

金融サービス業界において実績を有する才能ある人材を求める世界的な競争が引き続き存在する中、シティが持続的で責任ある収益性を目指すためには、非常に優秀な従業員とこれらの従業員の並外れた努力が必要とされています。したがって、シティは、法律上の限界の範囲内で役員報酬を支払い、以下に述べることを考慮した上で役員報酬を付与してきました。

- **2010年度において、シティは長期戦略を実行することにより再び利益を計上しました。**シティグループの2010年度の純利益は106億ドルでした。これに対して、2009年度は16億ドルの純損失でした。シティは持続的に資本基盤を拡大し、現在では世界で最も充実した資本を有する大手銀行の1つとなっています。米国財務省は、米国政府がシティに投資した450億ドル全額を回収し、さらに、配当金、利子ならびにシティグループ普通株式およびその他の証券の売却益からなる約123億ドルの利益をあげました。
- **シティの最高経営責任者は、2009年度および2010年度において、巨額の報酬を辞退しました。**2009年2月に発表されたとおり、最高経営責任者のピクラム・パンディット氏は、1年につき1ドルの基本給のみを受け取り、シティが再び持続的に利益を上げるまで、その他のいかなる報酬も辞退しました。人事・報酬委員会(以下「委員会」といいます。)は、2010年度におけるパンディット氏の業績はインセンティブ報奨に値すると判断しましたが、委員会はパンディット氏の意味を尊重し、2010年度についていかなる追加的報酬も付与しませんでした。
- **シティの2010年度の役員報酬の体系は、法律により大幅に規定されました。**シティは2009年度に異例の政府支援を返済していたため、2010年度はTARP執行役員報酬特別監督官(以下「報酬特別監督官」といいます。)の決定の対象とはなりません。しかしながら、2010年度の大半を通じて米国財務省がシティの普通株式を保有し

ていたため、2008年緊急経済安定化法(その後の改正を含みます。)(以下「EESA」といいます。))により、上級執行役員および2010年度においてそれに次いで報酬金額の高い従業員20名(以下「2010年度高額報酬従業員上位25名」といいます。))に支払われる2010年度の報酬体系が規定されました。EESAに基づき、2010年度高額報酬従業員上位25名の各人(影響を受けた指名された執行役員を含みます。))に支払われるインセンティブ報酬は、年間報酬の3分の1に制限されました。これらの役員報酬体系に対するTARP関連の制限は、2010年12月に米国財務省がシティ普通株式の売却を完了したため、2011年度以降は適用されません。

- **2010年度のシティの役員報酬体系は、リスクを均衡させる原則に合致しています。**シティは、インセンティブ報酬に関する業務慣行を、健全なインセンティブ報酬の方針に関する米国内外の規制上の指針と合致させるため、多数の措置を講じてきました。これは、従業員が進んでシティを無分別なリスクにさらすことのないようにすることにより、リスクと財務成績との均衡を強化することを目的としています。
- 特に、2010年度のシティの執行役員(指名された執行役員を含みます。))に付与された繰延インセンティブ報酬は、業績に連動して権利が確定するもので、事後的にインセンティブ報酬と悪影響をもたらすリスク結果とを均衡させる方法の1つです。シティの業績連動権利確定アプローチに基づき、シティグループが報奨の繰延期間の年に、税引前純損失を出す場合、委員会は、損失年度末の後に権利が確定する予定である2010年度の執行役員のインセンティブ報奨の一部もしくは全部を減額するまたは一切支払わないことを決定することができます。
- 執行役員の報酬体系にはクローバックが含まれません。2010年度の業績が著しく不正確な業績評価基準に基づいていることが判明した場合、または役員がリスク制限に著しく違反した場合、2010年度のインセンティブ報酬は剥奪されます(すなわち、「クローバック」の対象となります。)
- シティは、主要な裁量的インセンティブ報酬制度である、シティの資本蓄積計画(以下「CAP」といいます。))に関しても、重要な変更を行いました。シティはCAPの終了規定を改正し、終了時に権利確定した報奨は通常予定されている権利確定日のみ交付され、強制的な雇用の終了の際には早期に交付されることはなく、したがって報奨はシティの株価変動の影響を受け続けると規定しました。現在は、執行役員に対するクローバックもまた、雇用終了後に交付されるものを含む全ての繰延CAP報奨に適用されています。
- この報酬の検討および分析ならびに人事・報酬委員会の報告(The Personnel and Compensation Committee Report)には、シティが2010年度中にリスクの均衡に向けて講じた措置(上級経営陣がリスク・テイキング行動

をより重視するように、業績管理システムを変更したことを含みます。)の詳細が記載されています。

- シティは引き続き現金賞与を制限しており、繰延株式として付与される上級執行役員のインセンティブ報酬に関する基準割合を高めました。シティは、長期にわたり、上級経営陣に対するインセンティブ報酬の大きな割合を、最低3年間にわたって権利が確定する株式で付与してきました。2010年度において、指名された執行役員3名は、現金によるインセンティブ報酬を全く受領せず、EESAの規定のとおり、インセンティブ報奨のすべてを、3年後に権利が確定する繰延株式で受領しました。報酬体系がEESAの規制の対象ではなかった指名された執行役員1名は、インセンティブ報奨の60パーセントを、4年間にわたって権利が確定する繰延株式で受領し、年間インセンティブ報奨の40パーセントを、即座に権利が確定する現金で受領しました。インセンティブ合計のうち60パーセントを4年間繰り延べることを規定する報酬体系は、概して当社全体において高額なインセンティブ報奨を受領する従業員に適用されており、繰延最高額がインセンティブ報奨合計40パーセントであった過去の慣行が変更されました。5番目の指名された執行役員のパンディット氏は、上記の通り、インセンティブ報酬を全く受領しませんでした。
- 株式報奨は、執行役員の利益を株主およびその他の株主の利益に合致させる効果的な手段です。シティは、繰延現金の代わりに繰延株式を執行役員に付与することは、執行役員の間で協力的な行動を促進することにより、執行役員の利益を株主およびその他のステークホルダーの利益により合致させ、執行役員らがリスク軽減原則に一致して行動するように奨励すると考えています。指名された執行役員に支払われる報酬のインセンティブ報奨部分は、株式保有規則の対象であり、シティは、株式保有規則の目的を損なうヘッジング戦略を制限する取引方針を有しています。さらに、執行役員の利益は、雇用終了後に権利が確定または売却制限の対象となる株式を通じて、雇用終了後も株主の利益に合致しています。
- シティは、強力な報酬ガバナンス・プロセスを有しています。委員会の構成は、その強力なガバナンスの重視を反映しています。委員会の6名の各委員は、公開会社の最高経営責任者を務めた、または規制当局においてきわめて上級の職務を経験した非執行独立取締役です。2010年度を通じて、委員会は、シティのインセンティブ報酬制度の変更を通じて軽減可能なシティが直面するリスクを引き続き積極的に監視し、より重視しました。さらに、シティは、世界中の報酬に関する取り組みの一貫性を保つために、世界規模のインセンティブ協議会または経営陣報酬委員会を創設しました。
- 独立リスク管理機能の関与。委員会は、2010年度中に3回、シティのチーフ・リスク・オフィサー(以下「CRO」といいます。)との会合を開き、リスクおよびシティの報酬制度に関する議論および評価を行うことにより、シティの独立

リスク機能と報酬統治および監督とをさらに統合させました。シティのCROは、シティの報酬制度におけるリスクの見直しを実施し、同制度が不必要かつ過度なリスクを当社にもたらしていないと結論付けました。これらの会合の構造はEESAにより規定されていますが、TARP期間の終了後も、シティは、CROおよび独立リスク機能が引き続き委員会と協力し、シティの報酬制度の評価および監視において重要な役割を果たすと考えています。

- 独立報酬コンサルタント。2010報酬年度につき、委員会がその報酬決定の助言を得るために雇用した唯一のコンサルタントは、独立報酬委員会アドバイザー・エルエルシー(以下「ICCA」といいます。)です。ICCAは2006年度から委員会に対する勧告を行っていますが、委員会のために課せられた職務以外、シティの業務を遂行したことはありません。

シティの報酬原則。委員会は、シティの報酬に関する考え方や原則と合致した報酬決定を下しました。この考え方や原則は、シティの役員報酬制度の目的を明らかにしたもので、シティの事業戦略を実行する上で活用できる最も有能な人物を採用し、確保し、その意欲を高めることにより、その戦略を遂行することを目的としています。これらの原則は2010年度に更新され、シティの事業戦略およびミッション・ステートメントに直接的に関連しています。シティの報酬制度は、以下の目標を達成することを意図しています。

- 責任ある資金調達原則を通じた長期的な収益性の促進。報酬制度は、責任ある資金調達を行うシティの社風の基礎として、適切な企業家的活動を奨励する一方で、事業基盤を損なう可能性のある、不必要な、または過度なリスクを避けるように策定されるべきです。報酬体系は、事業基盤に対するリスクを軽減し、規制上の要件を満たし、全社的な目標とリスクを調整した株主利益の促進とを合致させるべきです。報酬体系はまた、長期的な収益性および長期の持続可能なシティ株価の上昇に対して報奨が付与されるべきです。シティは、特に上級執行役員を対象とした、適切な期間にわたって繰り延べられる株式報奨および幅広いクローバックなど、この原則を実施するための幅広い手段を活用すべきです。
- シティの事業基盤の価値の向上。報酬によって経営陣に上昇機会と下降リスクの双方を共有させることで、経営陣の長期的利益と株主利益を一致させるべきです。シティの報酬体系は、事業の持続可能で責任ある成果と主要な従業員の長期的確保を促すことで、会社の一体性と安定性を支え、促進するものでなければなりません。内部の事業と地域全体を通しての強力なパートナーシップが重要です。
- 競争力の促進。報酬体系および金額(固定報酬を含みます。)は、世界の金融サービス市場内で競争力を有していなければなりません。報酬制度は、才能ある従業員の誘致および確保を支えなければなりません。報酬は、従業

員の離職を抑制し、人員補充費用を最低限に抑え、人材の調達源を維持するための手段として用いられるべきです。

- **適切な期間にわたる業績に対する報酬の付与。**インセンティブは、持続可能な個人、事業単位および会社全体の業績、ならびにシティの社風および効果的なリスク管理慣行に合致する行動に対して付与されるべきです。インセンティブ報酬はまた、リスク関連評価指標を含む、継続的な営業活動の状態を最もよく反映する財務指標に基づかなければなりません。業績報酬は、財務的指標および非財務的指標の間の均衡を図るべきです。
- **従業員の貢献を認識することによる能力主義の促進。**個別の報酬決定は、財務的業績および非財務的業績に基づき大幅に差別化され、シティの価値に対する現在または将来の貢献を反映しなければなりません。事業単位および企業の目標は、組織の中での個人の役割に従って、個人の貢献と均衡していなければなりません。

<中略>

## 2010年度抜粋報酬一覧表

下記の表は、2010年度に最高経営責任者または最高財務責任者を務めた者、および最も高額な報酬が支払われたその他3名のシティの執行役員に対するシティの報酬を2010年12月31日付の役職とともに表示しています。表の形式および内容はSEC規則により規定されたものです。

氏名・ 主な役職	年度 <sup>(1)</sup>	給料 (ドル)	賞与 (ドル) <sup>(2)</sup>	株式報奨 (ドル) <sup>(3)</sup>	オプション 報奨 (ドル) <sup>(4)</sup>	株式 以外の インセン ティブ・ プラン 報酬 (ドル)	年金価格 および 非適格繰 延報奨の 変動 (ドル) <sup>(5)</sup>	その他 すべての 報酬 (ドル) <sup>(6)</sup>	合計 (ドル)
ビクラム・ パンディット 最高経営責任者	2010 2009 2008	\$ 1 <sup>(7)</sup> \$125,001 \$958,333	\$ 0 \$ 0 \$ 0	\$ 0 \$ 0 \$28,830,000 <sup>(8)</sup>	\$ 0 \$ 0 \$8,432,911 <sup>(9)</sup>	\$0 \$0 \$0	\$ 0 \$ 0 \$ 0	\$ 0 \$ 3,750 \$16,193	\$ 1 \$128,751 \$38,237,437
ジョン・ガスパック 最高財務責任者	2010 2009	\$500,000 \$416,667	\$ 0 \$ 0	\$4,166,667 \$4,583,333 <sup>(10)</sup>	\$ 0 \$ 0	\$0 \$0	\$51,995 \$49,117	\$9,800 \$14,700	\$4,728,462 \$5,063,817
マイケル・ コルバット シティ・ ホールディングス 最高経営責任者	2010	\$500,000	\$3,400,000	\$4,108,500 <sup>(11)</sup>	\$ 0	\$0	\$4,460	\$9,800	\$8,022,760
ジョン・ハイブズ <sup>(12)</sup> インスティテュー ショナル・ クライアント・ グループ 最高経営責任者	2010 2009	\$500,000 \$500,000	\$ 0 \$ 0	\$9,000,000 \$10,327,374 <sup>(13)</sup>	\$ 0 \$434,380 <sup>(14)</sup>	\$0 \$0	\$ 0 \$ 0	\$9,800 \$14,700	\$9,509,800 \$11,276,454
マニュエル・ メディナーモラ 北米およびラテン アメリカ地域個人 向け銀行業務部門 最高経営責任者、 グローバル個人金 融部門会長、ラテ ンアメリカおよびメ キシコ会長兼 最高経営責任者	2010 2009	\$546,966 <sup>(15)</sup> \$546,966	\$ 0 \$ 0	\$7,450,911 \$9,328,010 <sup>(16)</sup>	\$ 0 \$361,984 <sup>(14)</sup>	\$0 \$0	\$2,119,018 \$163,047	\$ 0 \$ 0	\$10,116,895 \$10,400,007

- (1) ガスパック氏、ハイブズ氏およびメディナーモラ氏は2008年度において指名された執行役員ではなかったため、同氏らの報酬は2010年度および2009年度のみ提供されています。コルバット氏は2008年度および2009年度において指名された執行役員ではなかったため、同氏の報酬は2010年度のみ提供されています。
- (2) 本欄の金額は現金賞与です。2010年度執行役員報酬の構造はEESAの定めるところによるため、指名された執行役員で現金賞与の受給資格のある者はコルバット氏のみでした。
- (3) 本欄の値は、付与日現在の報奨の公正価値の総額を示します。本欄の金額を計算する際に用いられた前提は、SECに提出された2010年度のフォーム10-Kによるシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表注記8に記載されています。記載された値には、適用法上の要件に合致して支給された給与株式の金額が含まれます。給与株式報奨は、下記の2010年度の指名された執行役員に対し、2010年度の役務に対して以下のとおり支払われました。ガスパック氏に対して4,166,667ドル、ハイブズ氏に対して9,000,000ドル、メディナーモラ氏に対して7,450,911ドルです。

(注記:次ページへ続く)

(注記:前ページより続く)

- (4) 本欄の値は、下記の該当する注記に記載されるとおり、付与日現在の報奨の公正価値の総額を示します。本欄の2009年度および2008年度報奨金額を計算する際に用いられた前提は、SECに提出された2009年度のフォーム10-Kによるシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表注記8に記載されています。
- (5) これらの金額は年金給付一覧表にさらに詳しく記載されているとおり、ガスパック氏、コルバット氏およびメディナーモラ氏の年金給付額の現在価値の増加分を示しています。シティグループ年金制度におけるガスパック氏に対する給付額は30,946ドル増加し、従業員退職所得保障法によるシティバンク、エヌ・エイおよび関連会社の補助的報酬制度における同氏への給付額は21,049ドル増加しました。コルバット氏に対する年金給付金はすべてシティグループ年金制度に基づいて支給されました。バナメックス年金制度におけるメディナーモラ氏に対する給付額は2,118,255ドル増加し、同氏の勤続年数に応じた法定報賞金は763ドル増加しました。税法が適用されないことを前提に繰延べられた指名された各執行役員の報酬における市場価格の超過分または優先利益分は0ドルでした。
- (6) 以下は「その他すべての報酬（個人的給付を含みます。）」の内訳を記載したものです。

氏名	セキュリティ・サービス/システム (ドル)	航空機 (ドル)	地上交通費 (ドル)	財務および税務プランニング (ドル)
ビクラム・パンディット .....	\$0	\$0	\$0	\$0
ジョン・ガスパック .....	\$0	\$0	\$0	\$0
マイケル・コルバット .....	\$0	\$0	\$0	\$0
ジョン・ヘイブンズ .....	\$0	\$0	\$0	\$0
マニュエル・メディナーモラ .....	\$0	\$0	\$0	\$0

氏名	医療費および歯科医療費手当 (ドル)	401(k)プランのマッチング 拠出 (ドル)	税還付 (ドル)	合計 (ドル)
ビクラム・パンディット .....	\$0	\$ 0	\$0	\$ 0
ジョン・ガスパック .....	\$0	\$9,800	\$0	\$9,800
マイケル・コルバット .....	\$0	\$9,800	\$0	\$9,800
ジョン・ヘイブンズ .....	\$0	\$9,800	\$0	\$9,800
マニュエル・メディナーモラ .....	\$0	\$ 0	\$0	\$ 0

ガスパック氏、コルバット氏およびヘイブンズ氏は、国の適格従業員全員に利用可能な計算式に従って401(k)プランのマッチング拠出を受領しました。

- (7) パンディット氏は2009年2月に年間1ドルの給料を受取ることに合意しました。2009年度の1ドルを超えた金額は、2009年において同氏の発表前に支払われた報酬を反映しています。2011年1月18日から、パンディット氏の年間基本給は1,750,000ドルに増加しました。
- (8) 最高経営責任者への就任に伴い、2008年1月、人事・報酬委員会は、パンディット氏にインセンティブを与え、かつシティの将来の業績に基づいて同氏に報酬を与えることを目的として、同氏に株式報奨を付与しました。1百万株の報奨は、報奨日に26,330,000ドルの付与日現在公正価値総額を有していましたが、2010年12月31日現在の時価は4,730,000ドルでした。
- (9) これらのオプションは、パンディット氏の最高経営責任者への昇格に伴い付与されたものであり、その期間は10年です。オプションの3分の1については、付与日の価格（24.40ドル）に等しい行使価格であり、別の3分の1については、付与日の価格を25パーセント上回る行使価格（30.50ドル）であり、また残る3分の1については、付与日の価格を50パーセント上回る行使価格（36.60ドル）です。これらのオプションは、オプションの権利が確定した後にシティの株価が各行使価格を上回った場合にのみ価値を有します。現在のところ、これらのオプショ

(注記:次ページへ続く)

(注記:前ページより続く)

ンは著しく「アウト・オブ・ザ・マネー」です。

- (10) この金額は、2009年度の業績に関して与えられたものであり、付与日現在公正価値2,916,666ドルの給与株式の支払いおよび長期制限株式（以下「LTRS」といいます。）に基づく1,666,667ドルの報奨が含まれます。
- (11) この金額は、2009年度の業績に関して与えられたものであり、付与日現在公正価値373,500ドルの給与株式の支払いおよびストック・インセンティブ支払プラン（以下「SIPP」といいます。）に基づく3,735,000ドルの報奨が含まれます。
- (12) 2011年1月19日をもって、ヘイブンズ氏はさらにシティグループ・インクの社長兼最高業務責任者の役職に指名されました。
- (13) この金額は、2008年度の業績に関して2009年1月にヘイブンズ氏に付与された業績連動確定型株式報奨に帰属する1,327,374ドル、給与株式支払い475,000ドルならびに2009年度の業績に関するLTRS報奨およびストック・インセンティブ報奨（以下「SIAs」といいます。）合計8,525,000ドルが含まれています。シティの株価が2013年1月14日より前に報奨に定められた目標の10.61ドルおよび17.85ドルに達した場合、業績連動確定型株式報奨の価値は目標株価達成日において総額8,223,673ドルとなります。
- (14) これらのオプションは2008年度の業績に関して2009年1月に報奨として与えられたものであり、行使価格は10.61ドルまたは17.85ドルです。このオプションは、オプションの権利が確定した後にシティの株価が各行使価格を上回った場合にのみ価値を有します。現在のところ、これらのオプションは著しく「アウト・オブ・ザ・マネー」です。
- (15) メディナーモラ氏のドル建ての基本給は支払時に有効な為替相場を使って毎月ペソに換算されます。
- (16) この金額は、2008年度の業績に関して2009年1月にメディナーモラ氏に付与された業績連動確定型株式報奨に帰属する849,807ドル、給与株式支払いの450,000ドルならびに2009年度の業績に関するLTRS報奨およびSIAsの合計8,028,203ドルが含まれています。シティの株価が2013年1月14日より前に報奨に定められた目標の10.61ドルおよび17.85ドルに達した場合、業績連動確定型株式報奨の価値は目標株価達成日において総額5,264,933ドルとなります。

## 2010年度制度報奨付与

下表は、委員会が2010年度に実施した、付与日における各株式報奨の公正価値を含む、報奨に関する情報を示したものです。2010年1月に実施された株式報奨は2009年度の業績に対して実施され、表に記載されたその他の報奨は2010年度の勤務に対して付与された給与株式報奨です。したがって、表はSECの要件に従い、1業績年度を超える期間に帰せられる株式報奨を示しています。

氏名	付与日	非株式 インセンティブ・プラン 報奨に基づく将来的な 支払見積額			株式 インセンティブ・プラン 報奨に基づく将来的な 支払見積額			その他す べての株式 報奨: 株式持分ま たはユニッ トの数 <sup>(1)</sup> (数)	その他す べてのオ プション 報奨: オプション の原証券 の数 (数)	オプション 報奨の権利 行使価格 または 基準価格 (1株当た りのドル 金額)	株式および オプション 報奨の付与日 における 公正価値 (ドル)
		基準 (ドル)	目標 (ドル)	最大 (ドル)	基準 (ドル)	目標 (ドル)	最大 (ドル)				
ビクラム・ パンディット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ジョン・ ガスバック	9/30/2010	—	—	—	—	—	—	801,282	—	—	\$ 3,125,000
	10/29/2010	—	—	—	—	—	—	83,266	—	—	\$ 347,222
	11/30/2010	—	—	—	—	—	—	82,671	—	—	\$ 347,222
	12/30/2010	—	—	—	—	—	—	72,945	—	—	\$ 347,222
マイケル・ コルバット	1/19/2010	—	—	—	—	—	—	105,508 <sup>(2)</sup>	—	—	\$ 373,500
	1/19/2010	—	—	—	—	—	—	1,062,286 <sup>(3)</sup>	—	—	\$ 3,735,000
	10/25/2010	\$2,208,360	\$2,493,680 <sup>(4)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	\$ —
ジョン・ ヘイブンス	9/30/2010	—	—	—	—	—	—	1,730,769	—	—	\$ 6,750,000
	10/29/2010	—	—	—	—	—	—	179,856	—	—	\$ 750,000
	11/30/2010	—	—	—	—	—	—	178,571	—	—	\$ 750,000
	12/30/2010	—	—	—	—	—	—	157,563	—	—	\$ 750,000
マニュエル・ メディナー モラ	9/30/2010	—	—	—	—	—	—	1,432,867	—	—	\$ 5,588,183
	10/29/2010	—	—	—	—	—	—	148,899	—	—	\$ 620,909
	11/30/2010	—	—	—	—	—	—	147,835	—	—	\$ 620,909
	12/30/2010	—	—	—	—	—	—	130,443	—	—	\$ 620,909

- (1) 別段の記載のない限り、この欄に記載された報奨は2010年度の勤務に関して実施されたもので、「給与株式」としてすべての権利が確定し、獲得日から12ヶ月間は譲渡制限の対象となります。報奨は、2009・ストック・インセンティブ・プランに基づいて付与されました。
- (2) この報奨は2009年度の勤務に関して実施されたもので、「給与株式」としてすべての権利が確定し、獲得日から12ヶ月間は譲渡制限の対象となります。報奨は2009・ストック・インセンティブ・プランに基づいて付与されました。
- (3) この株式インセンティブ報奨は、3年間にわたって権利が確定します。報奨は、2009・ストック・インセンティブ・プランに基づいて付与されました。
- (4) この報奨は2010年度主要従業員利益分配制度（以下「KEPSP」といいます。）に基づき付与されました。KEPSPの条件は目標報奨金額を規定しておらず、目標報奨金額の規定のない非株式インセンティブ・プランの場合には、SECの規則により、この欄に過年度の財務成績に基づく見積りを記載することが求められています。したがって、目標として記載されている金額は、報奨が2010年12月31日までの業績に基づいていると仮定した場合に獲得されたであろう金額です。プログラムに基づく実際の報奨は、2010年1月1日から2012年12月31日までの3年間の累積財務成績に基づきます。KEPSPでは、最低財務目標を超えない限り支払いが行われず、基準として示された金額は、最低目標が達成された場合にコルバット氏に支払われる報奨金額です。KEPSPには、最高報奨金額に関する規定はありません。

<後略>

## 第2号議案：独立登録会計事務所選任の承認の件

監査委員会は、シティの2011年度独立登録会計事務所としてKPMG LLP（以下「KPMG」といいます。）を選任しました。KPMGは1969年以来、シティおよび同社の前身会社の独立登録会計事務所を務めています。

<中略>

取締役会は、2011年度のシティの独立登録会計事務所としてKPMGを承認することに賛成票を投じられることを推奨します。

## 第3号議案：シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正（授権株式数の増加）の承認

2009年4月21日の年次株主総会において、5年の期間にわたるシティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランが株主により承認されました。当初の授権株式数は、2010年4月までに予想される株式付与に必要な株式数を確保することを意図していましたが、2010年4月20日の年次株主総会において、当初の授権株式数を増加させる2件の議案が承認され、それを受けて本プランが改正されました。一つ目の議案では800百万株が承認され、2011年4月までに予想される株式付与をまかなうのに十分な株式数の確保が意図されていました。もう一つの議案では、シティのTARP債務の返済に関連して2010年1月に付与された「普通株式同等証券」（以下「CSE」といいます。）報奨の決済のための株式特別発行が承認されました。CSEの決済のため最大850百万株を上限とする株式の発行が株主により承認されましたが、346.23百万株しか発行されませんでした。株主総会で承認されたプランの改正条件に従って、この特定の承認の対象となった残りの株式は取り消されました。

2011年1月31日現在、約413.66百万株が引き続き本プランに基づく将来の報奨に利用可能です。次回2012年4月の年次株主総会までに予想される株式付与に十分な株式数を供給するため、人事・報酬委員会（以下、「委員会」といいます。）では2009年プランの改正（承認された場合は授権株式数が増加します。）を勧告し、取締役会において満場一致で承認されました。第3号議案が株主の皆様により承認された場合には、2011年4月21日をもって授権株式数が400百万株増加します。

### 2009年プランの改正案の承認に賛成すべき理由

2009年プランは5年間にわたるものですが、2009年4月に最初に採択された際には、当社は1年間に予想される株式付与に必要な株式数についてのみ承認を求めました。このため、毎年4月に授権株式数増加の承認を求める必要があると考えられました。インセンティブ報酬の繰延要請を含む、常に進展する報酬構造に関する当局の要請を遵守した、競争力のある報酬機会をシティが引き続き提供できるようにするためには、株式付与のための授権株式数を400百万株増加させる改正案が必要です。授権株式数の増加案は、2010年4月に一般的な目的のために株主が承認した増加数の半分に相当します（上記の通り、346.23百万株の追加も2010年4月に承認されていますが、これはシティの残存するTARPに関して不可欠であった「普通株式同等証券」報奨の決済のみを目的とするものです。）。2011年1月31日現在において株式付与のために利用可能な残りの株式数を見ると、直近の年次の報奨期間で付与された株式数が、2010年に承認された追加株式の半数以下であることが分かりますが、利用数が予測を下回った理由は、少なくとも部分的には昨年来の株価の回復（約40パーセント）に起因すると考えられ

ます。仮に株価が2010年3月以来変化しなかったか、または下落していたとしたら、おそらく付与される株式数は大幅に増加し、本年度は授権株式数の大幅な増加が提案されたであろうと考えられます。たとえ将来シティの株価が下落したとしても、インセンティブ報酬水準は一定のままかもしれませんが、他の要素（長期目標の達成についての進展等）と株式付与時の株価の下落が相まって、株式の必要数が大幅に増加する可能性があります。シティは、エクイティの形態により報酬を支給する、競合上および当局の要請に応える体制を整えておかなければならないため、本プランに基づいて授権株式数を増加させ、予測されるか否かに関わらず、あらゆる必要性に応えられるよう十分な追加株式を用意しておくことが賢明であると考えます。第3号議案の承認によって、次の事項を継続させることが可能になります。

- 従業員と株主との利害を一致させること。株式による報酬は、従業員の利害と株主の利害を一致させる重要な手段の一つです。当社の株式報奨は一般に3、4年の期間にわたって繰り延べられるので、当社の役員や高額報酬を得ている従業員の個人資産は、長期的に当社普通株式のパフォーマンスと深い関わりを持つようになっています。シティには、通常、上級経営陣および取締役会の一員に対して、上級経営陣または取締役会の構成員である間は、インセンティブ報酬として受け取った株式（現金同等物を除き、かつ税金および権利行使価格の支払いに必要な金額を控除したもの）の少なくとも75パーセントを保有し続けることを求める株式保有規則があります。その他の特定の役員には、同様の50パーセントの株式保有規則があります。100,000ドル以上の価値を有する2010年のインセンティブ報奨（2011年付与）の付与資格を有する約7,800名の従業員は、インセンティブ報奨の総額の少なくとも25パーセントを制限株式または繰延株式の形態で受け取りました。さらに、約74,000名の従業員も、権利未確定の制限株式ならびに繰延株式報奨、および前年度に付与された未行使ストック・オプションを通じて、シティの株式へ利害関係を持っています。2009年プランの改正提案が承認された場合、取締役および役員報酬の大部分を株式で支払い、シティ全体にわたって従業員と株主の利害を一致させるという、長年にわたる当社の実務慣行を継続することができます。
- 報酬構造を通じてリスクと褒賞のバランスを取る当社の進展する取り組みに合致するプログラム設計の採用。議決権代理行使参考書類中「人事・報酬委員会の報告」（‘The Personal and Compensation Committee Report’）および「報酬の検討および分析」で述べられているとおり、シティの報酬慣行は、従業員のリスクを負う活動について、シティに悪影響を及ぼす可能性のあるリスクを最小限に抑えることを意図した報酬構造によりバランスをとることを目指して進展しています。2011年に付与されるイン

センティブ報奨(2010年の実績に関するもの)について、シティは、シティで最も高額な報酬を得ている従業員の年間インセンティブ報奨の60パーセントが繰延株式で構成されるよう、最大繰延率を40パーセントから60パーセントに引き上げました。その他の高額な報酬を得ている従業員の繰延率も引き上げられました。繰延率の引き上げによって、将来悪影響をもたらす事象が起こった場合には、より多くのインセンティブ報奨がリスクにさらされることとなります。

- **新たな規制の遵守。**2009年9月、金融安定化理事会は、シティが事業を営む主要国の金融規制当局がこれまで採択してきた、または採択することが見込まれる健全な報酬方針に関する原則(以下「原則」といいます。)を採択しました。この原則においては、上級執行役員およびその行動が当社のリスク・エクスポージャーに重要な影響を持つその他従業員に付与される変動報酬の50パーセント以上等、かなりの部分が、適切な株式保持方針に従って、株式または株式関連形態で付与されるべきであると規定されています。欧州連合の金融規制当局、特に英国の金融サービス機構(以下「FSA」といいます。)は、本原則のこの面を実施する規則を採択しています。その報酬が英国および欧州連合内の他の国で規制の対象となるシティの従業員については、2010年付与の500,000ポンド/500,000ユーロ以上の年間インセンティブ報酬の60パーセント(2010年付与の500,000ポンド/500,000ユーロ未満の年間インセンティブ報酬については40パーセント)が繰り延べられ、その繰延のうち少なくとも50パーセントは当社エクイティまたはエクイティ関連形態であることが求められました。これらの従業員の大部分については、直ちに支払われるインセンティブ報酬の50パーセントは、シティの普通株式で交付され、6ヶ月の売却制限が付されました。シティのその他のインセンティブ・プログラムに基づいて付与される報奨も、規制上の指針が示されるまでの間、株式形態で交付する必要がある場合があります。FSAは、英国の主要従業員利益分配制度に基づいて支払われる額の50パーセントは株式で交付しなければならないとしています。これらは、2009年および2010年のインセンティブ報酬の大部分、最大100パーセントをエクイティ形態で該当する従業員に交付することを求める、米国議会および報酬特別監督官によって課せられた要件に追従したものです。エクイティは、これらの構造に基づき長期的な業績連動型報酬を交付するために非常に好まれるピークルで、そのモデルは世界中に広がっています。議会または規制当局の今後の動きによって、エクイティ・ベースの報酬の割合がさらに増加する可能性もあります。シティでは報酬ピークルとしてエクイティの利用を長年支持してきましたが、現在の環境では、規制当局の要件にも適合する競争力のある報酬体系の提供を実現するためには、2009年プランの改正案の承認が不可欠です。こうした理由から、当社は、過年度にもご説明してきましたとおり、持続可能かつ責任ある収益性を持続させることや、健全な報酬原則への当社の取り組みを継続するには、2009年プランは不可欠であると考えております。

- **人材の獲得および確保。**当社が業績回復を果たすには、才能豊かで、意欲が高く、効率的な経営陣および従業員を必要としてきましたが、それは今後の成功にも不可欠です。当社に在職中である、または入社する見込みのある優秀な人材が、とりわけエクイティ形態による、競争力のある報酬制度をフレキシブルに提供することが可能な業界内の競合他社やその他の会社に奪われることは看過できません。
- **報酬制度が中断されることの回避。**2009年プランの改正案が承認されない場合には、当社としては、当社の事業目的の達成とは直接関係のない理由によって、シティ全社の既存の報酬制度を再構築しなければならない可能性があります。株主承認を受けた株式報酬制度のもとで付与可能な十分な株式を用意せずに競争力を保つためには、おそらく、エクイティで付与されるはずであった報酬の構成要素を現金かまたはエクイティ報奨ほど従業員の利害と株主の利害を一致させることができない他の形態に代える必要が生じます。エクイティを現金に代えた場合には現金報酬費用が増加し、当社の中核事業に再投資するか株主に還元していればより有効に活用できたはずのキャッシュフローを流出させる要因となります。さらに、エクイティに有利な報酬規制が進展している中では、報酬に利用できる株式の用意が十分になれば、重要な地位にいる役員に対して競争力のある報酬プランを提供しつつ、同時に報酬形態に関する規制当局の要請を遵守することはきわめて困難となる可能性があります。
- **健全な株式報酬慣行と業績連動型報酬の方針の履行。**当社は、株式報酬は本質的に業績連動型の報酬であると考えています。当社はまた、株式の付与は株主持分を希薄化させるもので、慎重に利用しなければならないものであるということも十分に認識しています。当社のエクイティ制度においては(ストック・オプションとは対照的に)「全額」報奨が重視されているため、エクイティ報酬による潜在的な希薄化効果は軽減されます(株式報奨の形態では、ストック・オプションの形態で交付される場合よりも少ない株式数で、同価値を交付することができます)。また、2007年、2008年、2011年の上級執行役員に対する一定の報奨においては、実質的な業績連動権利確定条件が加味されており、良好な結果が達成できない場合は失効しうるようになっていました。その結果、2007年に付与された経営委員会長期インセンティブ報奨はすべて、2009年12月31日、株式が発行されないまま失効しました。また、2008年に付与された業績連動型株式報奨および業績連動オプションに基づく株式発行は行われていません。株式報奨による株式の大部分については、2013年1月14日に先立って1株当たり10.61ドルおよび17.85ドルの株価目標を達成することが権利確定の条件となっています。業績連動オプションは4年にわたって権利が確定し、2019年1月14日に失効します。株式の50パーセントは1株当たり10.61ドルで行使でき、残りの50パーセントは1株当たり17.85ドルで行使できます。様々な業績連動権利確定条件が2011年1月18日付の特定のCAP報奨にも適用されます。(一般的にCAPでは、加入者のインセンティブ

報奨総額の25パーセントから60パーセントが、3年または4年間にわたって権利確定するシティグループの普通株式の制限株式または繰延株式の形態で交付されます。) 2009年プランの改正案が承認された場合には、当社の役員および従業員に対するインセンティブ報酬の大部分を普通株式の形で行うという当社の方針を維持することが可能になると同時に、これは従業員と株主との利害を一致させる効果的な方法であるという当社の信念に沿ったものとなり、また規制変化の流れにも対応したものとなります。これにより、特別な業績を上げた場合にのみ株式が発行される、特定の業績連動型インセンティブ報酬を策定することもできるようになります。

2009年プランの改正案が採択されるためには、本議案に対して過半数の賛成票が必要です。

### 2009年プランの要旨

本第3号議案が承認された場合、株式付与のための授権株式数が400百万株増加しますが、2009年プランのその他の規定は変更されません。2009年プランの以下の条項により、当社株主の利益は引き続き保護されます。

- 独立取締役だけで構成された委員会によって運営されます。
- 付与できる株式数は確定しており、「エバーグリーン」方式によって自動的に増加することはありません。
- 権利確定期間を最低3年とする要件が、付与される株式の少なくとも80パーセントに適用されます(ただし、特定の限定された場合、または報奨の付与が少なくとも1年間の業績期間に基づいて業績連動権利確定条件の適用を受ける場合を除きます)。委員会は引き続きその裁量で、主に人材の募集と確保のため、または規制当局の要件もしくは指導に従うために必要もしくは適切である場合には、授権株式数の最大20パーセントまでを最低権利確定期間の適用を受けることなく報奨として付与することができます。
- オプション付与日における公正市場価値の100パーセント以上を条件とする行使価格。
- リプライシングの禁止。

- リロード・オプション付与の禁止(すべてが非常にアウト・オブ・ザ・マネーである、現在未行使のオプションの規定による場合を除きます)。
- オプションの行使価格の支払いに使用された株式や、報奨に対する納税のために源泉徴収された株式を再度付与することが禁止されていること。
- 業績連動権利確定株式報奨の対象となる権利未確定の株式に係る配当相当額の支払いおよび累積の禁止。
- 権利確定を繰り上げ、またはシティグループ・インクの支配権の変更によって得られるその他の給付を受領するためには、加入者は支配権の変更の結果として強制的に退職しなければならないことが要件とされていること。
- 支配権変更は、定義上、発行済みの議決権付き株式の25パーセント未満の取得では発生しないことになっていること。
- 現行のNYSEの基準において「重要な変更」となるプランの改正には株主の承認を得ることが要件になっていること。

当社のエクイティ制度および付与実績についての追加の情報は、本議決権代理行使参考書類中の「報酬の検討と分析」、「報酬等一覧表」、「株式報酬制度に関する情報」の内容、およびフォーム10-Kの2010年度年次報告書の財務諸表注記8をご参照ください。

37ページの「株式報酬制度に関する情報」には、SEC規則に従って、2010年12月31日現在の株式報酬制度によって発行可能な普通株式についての情報が記載されています。下表はそのデータを更新・補足したものです。当社はこの追加情報が2009年プランの改正および書き換え提案について完全に理解するのに有益であると考えています。

2009年プランおよび承認が求められている改正点について完全に理解するために、31ページ以降の2009年プランについての概要説明、37ページ以降の「株式報酬制度に関する情報」、および議決権代理行使参考書類に付属書類B (ANNEX B) として添付された2009年プラン全文(第3号議案が承認された場合の改正点を織り込んだ改正・書換版)をお読みになることをお勧めします。

取締役会は、第3号議案に記載されたシティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正案を承認することに賛成票を投じられることを推奨します。

## エクイティ・プラン付与についての補足情報

下記の表IおよびIIは当社の株式制度による「オーバーハング」を説明するもので、表IIIは過去3暦年にわたる「バーンレート」を示しています。

「オーバーハング」とは、残存する従業員株式報奨と、将来報奨として付与可能な株式により起こり得る株主持分の希薄化を表しています。当社では、以下のとおり計算される単純オーバーハングおよび完全希薄化オーバーハングを監視しています。

$$\text{単純オーバーハング} = \frac{\text{残存する報奨} + \text{付与可能な株式}}{\text{発行済普通株式数}}$$

$$\text{完全希薄化オーバーハング} = \frac{\text{残存する報奨} + \text{付与可能な株式}}{\text{発行済普通株式数} + \text{残存する報奨} + \text{付与可能な株式}}$$

「単純オーバーハング」は、現時点で権利が未確定の株式報奨のすべてが権利確定し、未行使のストック・オプションのすべてが行使され、かつ付与可能な全株式が、残存する報奨の権利確定または行使に基づき最終的に発行されたと仮定した場合の現時点における発行済株式数に対する今後発行される可能性のある普通株式数の割合を示しています。「完全希薄化オーバーハング」は、現時点で権利未確定の株式報奨の対象である全株式が権利確定し、すべての未行使のストック・オプションが行使され、かつ現時点で付与可能な全株式が本プランの下での将来の報奨に基づいて最終的に発行されたと仮定した場合に、従業員が将来保有することになる発行済普通株式の割合を示しています。

下表は、2011年1月31日時点での、2009年プランに基づいて付与可能な残存株式数、残存し（権利確定済み・権利未確定の両方をいいます。）かつ未行使のストック・オプションの対象株式数、および残存する（権利未確定）「全額報奨」（つまり、制限株式と繰延株式の報奨）の対象株式数を示しています。残存する報奨は、2009年プランおよび新規付与のために終了した過去のエクイティ・プランに基づいて付与されたものです。株式評価益権（以下「SAR」といいます。）の付与はありませんでした。

表 I

	2011年1月31日 (単位:百万株)
付与可能な株式.....	413.66
残存する(権利未確定)全額報奨.....	572.16 <sup>(1)(2)</sup>
未行使のオプション.....	359.34 <sup>(1)</sup>
合計.....	<u>1,345.16</u>
未行使のオプションの加重平均行使価格.....	\$ 7.84 <sup>(3)</sup>
未行使のオプションの加重平均残存期間.....	4.61年 <sup>(4)</sup>

- (1) この表における未行使のオプションの対象株式または残存する「全額報奨」の対象株式のうち、93.82百万株は過去のストック・インセンティブ・プランの下で付与された報奨の対象となっており、したがって、原オプションが未行使のまま失効するか、または当該報奨の権利が確定する前に失権した場合には、2009年プランまたはその他プランの下で新規の報奨として再度付与することはできません。本表中に記載された報奨を対象とする株式がオプション行使価格の支払いのために使用されるかまたは納税のために源泉徴収された場合には、それら株式については2009年プランまたはその他プランの下で新規の報奨として再度付与することはできません。
- (2) 権利未確定の制限株式報奨の対象である95.28百万株を含みます。これら権利未確定株式については、すでに残存分として計上されています。
- (3) 過去のプランの下で付与され、1株当たり加重平均行使価格が35.39ドルのオプションの対象である42.19百万株を含みます。これらオプションが取り消されるかまたは未行使のまま失効した場合には、原株式を2009年プランまたはその他プランの下で再度付与することはできません。残りの317.15百万株のオプションは2009年プランの下で付与されたもので、1株当たりの加重平均行使価格は4.17ドルです。
- (4) 過去のプランの下で付与され、加重平均残存期間が2.8年のオプションの対象である42.19百万株を含みます。これらオプションが取り消されるかまたは未行使のまま失効した場合には、原株式を2009年プランまたはその他プランの下で再度付与することはできません。残りの317.15百万株のオプションは2009年プランの下で付与されたもので、加重平均残存期間は4.9年です。

下記の表IIには、当社の単純オーバーハングと完全希薄化オーバーハングの2011年1月31日現在の数値、ならびに第3号議案が承認された場合の2011年4月21日時点における推定値が記載されています。この計算は、表Iに記載された数値と2011年1月31日現在の発行済普通株式数に基づいています。またこの計算を行う上で、2011年4月21日時点における発行済普通株式数と2011年4月21日時点における残存する報奨の対象株式数は、いずれも2011年1月31日現在のそれらの数値と同じであると仮定しています。第3号議案が承認された場合には、2011年4月21日時点では、本プランの下で将来の報奨のために付与可能な株式数は最大で約813.66百万株になります。

下表IIに反映されている数字には、上記の表Iに掲げた、現時点で未行使のオプションの対象である359.34百万株が含まれています。表Iの注記で説明されているとおり、これら株式のうち42.19百万株分のオプションの加重平均行使価格は35.39ドルで、加重平均残存期間は2.8年であるため、これらのオプションに基づいて株式が発行される可能性は低くなっています。さらにこれらのオプションの対象株式は、これらのオプションが取り消されるかもしくは行使されないまま失効した場合（または株式の一部が行使価格の支払いのために使用されるかもしくは納税のために源泉徴収された場合）であっても、これらのオプションが、既に終了または失効した過去のプランの下で付与されたものであるという理由から、新規の報奨付与に利用することはできません。

表 II

	2011年1月31日	2011年4月19日 (推定)
単純オーバーハング.....	4.63%	6.01%
完全希薄化オーバーハング.....	4.42%	5.67%

「バーンレート」は、発行済普通株式数に対する、当社が毎年ストック・オプションまたは株式報奨の形で付与

するエクイティの値を表します。計算方法は次のとおりです。

$$\text{バーンレート}(\%) = \frac{\text{1年間に付与されたオプションまたは報奨の対象となる株式数}}{\text{発行済普通株式数}}$$

表IIIは2008年、2009年および2010年の各年の12月31日に終了する12ヶ月間の当社のバーンレートおよび3年間の平均値を示したものです。計算は、フォーム10-Kの当社の年次報告書記載の年間付与データおよび各期間における発行済普通株式数の基本加重平均に基づいています。2008年から2009年にかけてバーンレートが増加しているのは、報酬特別監督官が承認した報酬構造の中でエクイティが好まれていることも影響しています。最近バーンレートが減少しているのは、発行済普通株式の増加が大きく影響していますが、シティはバーンレートを管理する対策を講じています。

インセンティブ報酬合計が10万ドル以上の従業員に限定されることになったために大幅に減少しました。以前には、インセンティブ報酬合計が2万ドル程度の従業員も含まれていました。同時に、付与株式数を増加させた2つのプログラム特性が廃止されました。以前は、加入者のインセンティブ合計の最大25パーセントを占める各CAP報奨の株式数を計算する際、市場価格から25パーセントのディスカウントが適用され、また加入者には、CAP報奨のすべてまたは一部を、制限株式または繰延株式1株の代わりに4株のストック・オプションを受け取る権利を与えるという、ストック・オプション形態での受取の選択肢も提示されました。

2009年1月のインセンティブ報奨から、シティの主要な株式奨励制度であるCAPへの加入者は、その加入資格が

表 III

	2008	2009	2010	3年間の 平均値
12月31日に終了する12ヶ月間のバーンレート.....	3.18%	4.18%	2.36%	3.24%

## (第3号議案による改正案を含む) シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの説明

下記は2009年プランの一定の重要な項目について簡略に説明したものです。第3号議案による改正が提案されている同プランの全文は、議決権代理行使参考書類に付属書類B (ANNEX B) として添付されています。この要旨は当該付属書類B (ANNEX B) を参照することにより完全な形となります。

第3号議案が承認された場合、当社は2009年プランに基づき報奨として付与するために同議案により授権される追加の株式を登録するために、1933年証券法（その後の改正を含みます。）に従って、フォームS-8の登録届出書を提出する予定です。

**一般事項。**2009年プランでは、シティおよびその参加会社の従業員、役員、従業員でない取締役および代理人に対してシティ普通株式の形で付与するさまざまな種類の報奨について規定しています。2009年プランの狙いは、加入者の利害を当社株主の利害と一致させること、従業員およびその他の適格な役務提供者に対して競争力のある報酬機会を提供することによってそれらの者を引き付けかつ確保すること、そしてシティの長期的な業績と成長に貢献する加入者に動機付けを行うことです。

**プランの管理。**2009年プランは、取締役会の人事・報酬委員会によって管理されます。同委員会の構成員は、全員がSEC規則第16b-3条の独立性の要件を満たし、かつ内国歳入法第162条 (m) 項が定めるところの「外部取締役」に適合し続ける必要があります。取締役の地位にある加入者については、本プランは取締役会によって管理されます。

同委員会は、2009年プランを管理および解釈し、2009年プランに基づいて報奨を付与する従業員およびその他適格な役務提供者を選定し、また2009年プランの規定に基づいて、各報奨の種類および規模、権利確定、報奨の取り消しおよび失効の条件、ならびに各報奨またはその種類に適用されるその他の特性を決定する権限を有します。同委員会は、2009年プランで規定する権利確定最低要件、2009年プランで規定するリプライシング禁止条項、内国歳入法第162条 (m) 項および第409A条、ならびにその他の適用法令および証券取引規則を遵守しつつ、報奨の権利確定または支払いの繰り上げまたは繰り延べ、残存する報奨の取り消しまたは変更、報奨または報奨のために発行される株式に関して課される条件または制約の免除、ならびに2009年プランの管理に関連して同委員会が妥当であると判断するあらゆる決定を行うことができます。

同委員会は、2009年プランの管理に関する権限の一部または全部を、1名または複数の役員または取締役委任することができます。ただし、第16条 (a) 項の役員または内国歳入法第162条 (m) 項に定義される対象従業員はその対象から除きます。

**適格性。**シティの全「従業員」（SECのフォームS-8登録届出書に関する指示書に規定される広義の定義によります。）は、一般に2009年プランによって報奨を受ける資格を有しています。この定義にはシティの従業員でない取締役も含まれます。2010年12月31日現在の全世界における雇用状況によると、約259,600名が2009年プランへの加入資格を有しています。加入は任意ですが、報奨は委員会の承認を条件とします。

本プランの適用を受ける株式。2011年1月31日現在では、本プランに基づく多様な種類の報奨として付与することができる株式は約413.66百万株です。第3号議案が承認された場合、2011年4月21日に、シティ普通株式400百万株が追加で付与可能となります。

2009年プランに基づく株式付与のための授権株式数については、発行済普通株式数を増減させる株式分割またはその他の取引など、普通株式に変動があった場合には、下記のとおり調整を行います。調整規定の説明および2009年4月21日に本プランが採択されて以来、株式付与のために利用可能な授権株式の総数に関する情報については、下記の「調整」をご参照ください。

株主が2010年4月20日に発効する本プランの改正を承認するまでは、制限株式もしくは繰延株式報奨、またはその他の「全額」報奨の対象となる各株式は、株式付与のための授権株式の総数との関係では2.3株と数えられます。2010年4月20日以後付与された何らかの種類の報奨に従って発行された株式は、本プランに基づいて付与できる株式数を1株に対して1株の割合で減少させます。

2011年3月8日のシティ普通株式のNYSEにおける終値は4.64ドルでした。

2009年プランの下で発行可能なシティ普通株式の最大数は、残存する報奨に関連した配当もしくは配当相当物の現金支払い、株式による報奨の付与もしくは支払いでその条件により現金でしか決済できないもの、またはシティもしくはその子会社と別の事業体もしくは事業との間の取引に関連し、当該取引の結果として従業員（2009年プランの定義によります。）となった個人に対してかかる別の事業体が以前に付与した報酬の代替、引換え、

転換調整、引受けまたは代償として付与された報奨があった場合も、影響を受けることはありません。

2009年プランに基づいて付与される報奨に関連して発行されるシティ普通株式は、授権はされているが未発行のもの、もしくは過去に発行してその後当社が買い戻したものの、またはその両方であることがあります。

2009年プランに基づく報奨が、株式の発行以前に失効、取り消し、または満了した場合、報奨の対象となる株式は2009年プランに基づいて将来的に付与される報奨に使用することが可能となります。ただし、他のプランに基づいて付与された残存する報奨の対象となる株式は、2009年プランに基づいて将来付与される報奨の対象とはなりません。さらに、加入者がオプション行使価格を支払うために提出し、源泉徴収税の納税義務を履行するためにシティによって保留され、オプション行使手取金を用いてシティにより買い戻され、または株式決済SARの対象とされた全ての株式（実際に行使により発行された株数は問いません。）は、本プランに基づいて発行されたものとみなされ、発行可能な最大株数に加えられないものとします。

**報奨に対する制約事項。**2009年プランの下で報奨を受けることができる従業員の等級、また本プランによって許容されている多様な種類の報奨として付与できる株式付与のための授権株式数には制約がありません。ただし、1暦年中の任意の1名の従業員に対する2009年プランに基づくストック・オプションならびにSARの報奨および/または株式報奨の対象となるシティ普通株式の総数は、20,656,243株を超えてはならないものとします。この上限は、2009年プランの第6条（e）項に基づく5百万株を、2009年7月および9月に優先株式との転換で普通株式が発行されたことに対応し、公平に調整した結果の数字です。この上限は、下記の通り、株式分割などによる発行済普通株式の変動に対応して、さらに調整されます。

**報奨の種類。**2009年プランの下では、以下の種類の報奨を付与することができます。下記の報奨はすべて、本プランで規定する制約に従い委員会が単独の裁量にて決定する条件、制約、制限、権利確定および失効条項の適用を受けます。いかなる報奨により付与される株式数についても、同委員会が単独の裁量にて決定します。

**制限株式。**制限株式報奨とは、発行済みのシティ普通株式による報奨で、所定の期間が経過するか、または委員会が決定した他の権利確定条件を満たすまで権利が確定しないもので、その権利確定条件が満たされない場合に失効され得るものをいいます。加入者は通常、権利確定

期間中に、加入者の報奨の対象となる株式に対する配当相当物の支払いを受け（ただし、報奨が業績に連動する権利確定条件に服する場合はこの限りではありません。）また加入者の報奨の基礎となる株式に関する議決の際に賛否を表明する権利を通常有します。残存する（権利未確定の）制限株式報奨の基礎となる株式であって議決権行使指図がなされなかったものについてはすべて、議決権行使指図を受領した制限株式に比例して投票が行われます。

**繰延株式。**繰延株式報奨とは、将来、加入者が委員会の設定する権利確定条件を満たしたときにシティ普通株式を加入者に交付するという、無資金、無担保の約束です。加入者は議決権を与えられませんが（彼らには当社の通常の無担保債権者と同程度の権利しかありません。）、通常は権利確定期間中、配当相当物の支払いを受けます（ただし、報奨が業績連動権利確定条件に服する場合はこの限りではありません。）。

**株式ユニット。**株式ユニットは、シティ普通株式で付与され、委員会が決定する諸条件に従って株式および/または現金で決済できる報奨です。

**株式支払い。**委員会は、本プランの制約の範囲内で、委員会が定める額および諸条件に従うシティ普通株式の無制限株式を、単独または別の報奨と併せて発行することができます。株式支払は、賞与（内国歳入法第162条（m）項に定める業績連動型報酬に該当することを意図した報奨を含みますが、これに限定されません。）、もしくはその対価として付与することができます。また、動機付けのためもしくは特別な功績もしくは貢献を評価するために付与することができます。株式支払には権利確定条件は適用されないため、2009年プランに基づく報奨としての授権株式のうち、下記の権利確定最低要件の適用対象外の20パーセント分からしか付与できません。

**非適格ストック・オプション。**2009年プランに基づく非適格ストック・オプションの報奨は、権利確定期間後、将来の所定の期間中に、加入者が特定数のシティ普通株式を、付与日におけるシティ普通株式の「公正市場価値」（下記参照）の100パーセント以上の行使価格で購入できる権利を付与するものです。非適格ストック・オプションの期間は付与日から10年を超えてはいけません。行使価格は、現金、加入者がすでに所有しているシティ普通株式またはオプション対象株式の売却代金のいずれかで支払うことができます。非適格ストック・オプションは、内国歳入法第422条には適合しないオプションです。

インセンティブ・ストック・オプション。インセンティブ・ストック・オプションは、内国歳入法第422条の要件、すなわち行使価格が付与日の「公正市場価値」の100パーセント以上であり、その期間が10年以下で、さらに株主の承認を得たプランに基づいて付与されること等に適合するオプションです。保有期間に関する一定の要件を満たし、非適格となる株式の処分がない場合には、加入者はオプション行使に関連して得たあらゆる利益を（通常の所得ではなく）キャピタルゲインとして受領することができます。

株式評価益権（以下「SAR」といいます。）。SARは、加入者が行使した時点で、行使日におけるシティ普通株式の公正市場価値と、SARの行使価格（付与日におけるシティ普通株式の公正市場価値の100パーセント以上）との差額にSARの対象となる株式数を乗じた額を受領する権利を与えるものです。SARは、以前に付与したオプションの代替として付与することもでき、その場合、SARの行使価格は交換される元のオプションの付与日に決定されたシティ普通株式の公正市場価値の100パーセント以上でなければなりません。SARを行使した場合の加入者への支払いは現金および／またはシティ普通株式でなされます。

「公正市場価値」の定義。2009年プランの下で付与されたオプションまたはSARにおける「公正市場価値」を設定する目的においては、NYSE（またはその他の米国内の証券取引所）における、オプション付与日直前の取引日の終値、または第16条（a）項の役員への付与の場合は、オプション付与日の終値を意味します。委員会は、本プラン運営上のその他の目的（付与株式数の決定等）においては、その裁量により公正市場価値について別の定義を適用することができます。

権利確定の最低要件。2009年プランでは、本プランに基づき報奨として付与できる株式の20パーセント以内を、付与日から3年後の応当日前に完全に権利が確定する報奨の対象とすることができます（ただし、一定の状況、例えば、退職、死亡、障害、休職、雇用終了、加入者の雇用主の売却もしくはその他処分またはその他の類似する事由等が発生した場合はその限りではありません。）。さらに、業績目標が少なくとも1年間にわたり達成された際に報奨の権利が確定する場合で、当該目標が実際に達成されたときは、この権利確定期間という最低要件は適用されません。これらの規定にかかわらず、2010年4月に「普通株式同等証券」報奨の決済のために株式支払として発行された346,234,536株については、2010年4月20日の年次株主総会で株主の承認を得た議案に従い、この権利確定最低要件の適用は除外され、また3年未満での権利の確定が認められる授権株式合計数の20パーセント枠との関係でも考慮されません。

行使価格の支払い。非適格ストック・オプションまたはインセンティブ・ストック・オプションの行使価格の支払いは、委員会が随時認める方法で支払うことができます。容認されている支払方法には、現金による支払い、委員会が指定できる最低保有期間に加入者が保有しており、かつ行使価格に等しい公正市場価値を有するシティ普通株式の（現物または認証による）提供、現金とシティ普通株式を組み合わせた支払い、または行使によって発行され得る数の株式の売却を許可し、その売却代金を行使価格に充てる方法が含まれます。また、委員会はストック・オプションが「ネット行使され」得ることを規定することができます。ネット行使とは、行使するオプションの株式価格の総額と、その株式数に対する行使価格の総額に行使時の源泉徴収税額を加えた金額との差額とほぼ等しい価値を有する株式を発行することによるオプション行使です。

リプライシングの禁止。2009年プランでは、残存する報奨の代替として報奨を付与することや、その他の調整により、報奨の（米国の一般に公正妥当と認められる会計原則または適用される証券取引所の規則上の意味における）リプライシングに相当するものを禁止します。

リロード・オプションの制限。2009年プランではリロード・オプションの付与を禁止します。ただし、他のプランに基づき過去に付与されたリロード特性付きのオプションの行使時、または後に付与されたリロード・オプションの行使時を除きます。

雇用終了後の失権条項。加入者が雇用の終了後に、シティにとって非常に有害な活動やシティと競合する活動に従事した場合には、2009年プランに基づく報奨は失権の対象とされる可能性があります。当委員会は自身の裁量で各報奨の条項に記載される雇用後失権条件（もしあれば）を決定することができます。

米国外の加入者。現地の法律、税制または慣習の違いに適應するために、米国籍でない従業員、または米国外で雇用されている従業員は、委員会が定める特別な条項、条件、書類作成の適用を受ける可能性があります。

延期。委員会は、委員会が決定する期間および諸条件に従い、報奨の行使の延期または報奨に基づく株式もしくは現金の発行もしくは交付を、内国歳入法第409A条に違反しない範囲で行うことができます。さらに、委員会は、2009年プランの下で付与される報奨に関して、シティまたはその子会社が内国歳入法第162条（m）項に基づく控除を拒否されることを避けるため、内国歳入法第409A条に違反しない範囲で、加入者への支払い（現金、株式いずれによるかを問いません。）の全部または一部を延期する決定をすることができます。

譲渡の禁止。権利確定期間中、およびオプションまたはSARの行使によって交付された株式に係る売却制限の消滅前は、報奨および売却制限をされている株式は、遺言または遺産の相続および分配に関する法律による場合を除いて譲渡できません。ただし、委員会は、一定の非適格ストック・オプション、またはオプションもしくはSAR行使の結果として発行され、譲渡に関する制限を受けている株式を、加入者が1回に限って近親者または近親者を受益者とする信託に譲渡することを認めることができます。

調整。2009年プランでは、委員会が、本プラン上発行可能な株式の最大数、本プラン上のその他の制限、残存する報奨の対象となる株式数、ならびに残存する報奨に適用される行使価格および業績達成基準に関して、適正かつ公正な調整を加える旨を規定しています。この調整は、株式配当、株式分割、株式併合もしくはそれらに類似の株式の再編、または持分有価証券の併合もしくはそれらに類似の事由によるシティグループ・インクの資本構成の変化（発行済普通株式数の変化も含みます。）に対応するため、ならびに／またはそのような取引もしくは事由もしくは臨時配当、子会社の売却その他株主への（通常の現金による配当以外の）資産の分配による加入者の権利の拡大もしくは縮小を回避するために行われます。かかる調整は、内国歳入法ならびにその他の適用法および規則の該当項目の要件を満たす範囲でのみ行われます。委員会は、その調整が適用法に違反する、または加入者もしくは当社にとって税務上不利な影響を及ぼすと判断した場合には、その裁量にて報奨の調整を拒否することができます。

2009年プランのこの調整規定に従って、2009年9月10日をもって、同日現在で付与が可能な株式数は、2009年7月29日および9月10日に発行済優先証券の転換による当社の普通株式の新規発行による発行済普通株式数の増加を反映して、（2009年4月20日時点で付与可能であった250,000,000株から）1,032,812,186株に増加しました。この調整は、同年後半での実施が予定された転換取引による普通株式の新規発行によっても、同プランの下での付与が授権された発行済普通株主持分の比率が下がることのないようにするために行われたものです。また、この目的のために、株主は、当社の普通株式の授権株式数を600億株に増加させる定款の変更を、2009年9月3日付で承認しました。

支配権の変更。2009年プランは、「支配権の変更」（下記参照）の時点、またはその前後のいずれの時点においても、当該「支配権の変更」の結果として雇用が終了した加入者について、委員会はその裁量にて、報奨に関する期間の短縮、もしくは報奨の権利確定、行使、支払い

もしくは分配に関するその他の条件の放棄、または報奨の買い取りを決めることができると規定しています。ここにいう「支配権の変更」による雇用終了とは、「支配権の変更」の1年後の応当日またはそれ以前になされた、「重大な不正行為」以外の理由による自分の意思によらない雇用終了、または「正当な理由」（各用語は該当する報奨契約に定義されています。）に基づく加入者の退職をいいます。さらに委員会は、「支配権の変更」の際に、取引や変更に対応するため、または存続会社による報奨の引き受けもしくは代替のために必要と委員会がみなす報奨の終了または調整も行うことができます。

2009年プランは「支配権の変更」を以下のとおり定義しています。(i) ある者が、その時点の発行済証券（ただし、2009年2月27日にシティが発表し、2009年9月10日に完了した取引によって米国政府が優先証券と引き換えに取得した普通株式を除きます。）の議決権合計の25パーセント以上に相当するシティグループ・インク証券の受益所有権を直接または間接的に取得した場合。

(ii) シティグループ・インクの解散または清算を行う計画または提案を株主が採択した場合。(iii) 取締役の過半数についての特定の変更（ただし、当該選任または指命について、その時点で在職の取締役会の過半数による承認を得ている取締役の選任は除きます。）。(iv) シティの資産のすべて、または実質的にすべてが売却、譲渡または分配された場合。(v) 再編、合併、統合、その他の企業取引で、その結果としてシティの株主がシティグループ・インクまたはかかる取引の結果生じるその他の企業の議決権の合計の50パーセント超を保有しなくなる場合。

前述にかかわらず、内国歳入法第409A条の適用を受ける報奨に関しては、支配権の変更の効果および支配権の変更を構成する内容は、実際の報奨に適用される条項に規定されます。

株主の権利。当委員会が別途決定しない限り、加入者は、報奨の対象となる株式に関して名簿上の保有者となる日まで、かかる株式に関して株主としての一切の権利を有しないものとします。

源泉徴収税。シティは、2009年プランによって発生するあらゆる課税対象取引に対して、法律または規則によって差し引くことを要求されている、連邦、州、地方および外国の租税（租税均等化の対象となる海外駐在員がシティに支払うみなし税を含みます。）を支払うのに十分な額を、控除もしくは源泉徴収し、または加入者に対してその雇用主に送金することを要求する権利を留保します。報奨に関連してシティに支払うべき税関連の債務を適時に支払わない場合には、報奨が取り消される可能性があります。

改正および終了。2009年プランおよび一切の報奨は、委員会によっていつでも改正され、または終了されることがあります。ただし、改正によって、本プランの下で利用可能な株式数の大幅な増加、本プランの下で提供される報奨の種類や加入資格を有する従業員の等級の大幅な拡大、プランの期間の大幅な延長、本プランの下で付与されるオプションもしくはSARの行使価格決定方法の大幅な変更、リプライシング禁止条項の削除もしくは制限、またはその他の適用法もしくはNYSE（もしくはシティの普通株式が取引されている米国内の主要な証券取引所）の規則を遵守するために株主の承認が必要となるものについては、株主の承認なしでは改正することはできません。前述にかかわらず、内国歳入法第409A条の適用を受ける報奨については、本プランの終了、停止または改正は、内国歳入法第409A条の要件を満たすものとし、適用される税法に従うために止むを得ない場合またはEESAに関する以下の段落に規定する場合を除き、2009年プランの終了、停止または改正は、加入者の書面による同意なしに加入者の既存の報奨に関する権利に悪影響を与えないものとし、

当委員会は報奨の条件および条項が内国歳入法第409A条に違反すると裁量にて判断する場合には、報奨を改正または変更することができます。ただし、かかる改正が加入者の雇用条件に違反しないことを条件とし、また、当委員会が別途決定しない限り、かかる改正または変更は、改正が必要となった規定の当初の意図を、最大限実行可能な範囲で維持してなされるものとし、しかし、当委員会にはいかなる報奨も改正または変更する義務はないものとし、また、シティは、かかる改正もしくは変更の結果として、または報奨の改正もしくは変更を行わなかった結果として加入者に及んだ税務上不利な影響に対しては責任を負わないものとし、当委員会は、内国歳入法第457A条等の税法に基づく権利確定日に先立つ利益認識の結果として加入者に及ぶ、予期せぬ税務上の不利な影響を軽減するため、かかる変更がプランの他の規定に違反しない限り、権利確定の繰り上げまたはその他の報奨の変更を行うことができます。

2009年プランでは、加入者の報酬がEESAの要件またはシティおよび米国政府もしくは行政機関の間に交わされる特定の契約に従って制限または制約を受ける範囲で、本プランおよびこれに基づく報奨契約は、かかる要件に適合するように解釈または変更されると規定しています。2009年プランに基づく報奨は、米国または非米国の政府機関または当局が発布する報酬慣行または健全なインセンティブ報酬慣行の助言を明確に含むがそれらに限定されない、その他の法的な、規制上の、または行政上の要求、指示、監督意見、助言、発布を遵守するために、シティによって任意の時期に実行される何らかの方

針が要求する範囲で、それが当委員会によって報奨付与日またはそれ以後の任意の日付に適用されるか否か決定されたかどうかに関わらず、加入者に適用されるあらゆる制限、調整、クローバック条項の対象となります。

期間。2009年プランは、取締役会により早期終了がなされない限り、2014年4月21日に終了します。

### 新プランによる給付額

第3号議案による株式付与のための授権株式数の増加要求に関して、2009年プランに基づく報奨は付与されません。2009年プランに基づく将来の給付についてはまだ未確定です。2009年プランの下での将来の報奨は、委員会の裁量で付与されることとなりますが、加入者にもたらされる実際の給付額は、将来の日々におけるシティ株式の公正市場価値、報奨毎に設定される業績目標に対する実際の当社の業績、報奨のその他の諸条件、加入者の意思決定等、多くの要因に左右されます。

### 米国連邦所得税の影響

以下は、現行の米国連邦所得税法に基づく、2009年プランに基づいて行われる取引についての米国連邦所得税上の主な影響の概要です。この概要は、包括的なものではなく、また税金に関する助言でもありません。とりわけ州、地方または外国における税務の影響については全く異なる可能性がありますので、この点に関して論じるものでもありません。

**制限株式。**加入者は通常、制限株式報奨を付与された時点では課税されませんが、報奨の権利が確定した時点、またはそれ以外でも実質的に失効のリスクが消滅した時点で課税所得を計上します。課税所得額は、その時点の株式の公正市場価値からその株式のために支払った金額を差し引いた金額となります。加入者は、報奨付与日から30日以内に内国歳入法第83条（b）項に基づいて選択を行い、付与日に課税されることを選択できます。第83条（b）項の選択を行った制限株式がその後失効した場合、それ以前に所得収入として計上された額については控除または還付を受けることはできません。

加入者が第83条（b）項に基づく選択を行わない限り、権利の確定していない制限株式報奨に係る株式に対して加入者に支払われる配当または配当相当額は、普通所得として加入者に課税されます。加入者が第83条（b）項の選択を行った場合は、配当は配当所得として加入者に課税されます。現在のところ、配当所得はキャピタルゲイン所得と同じ課税率となっています。

下記の「役員報酬の控除に関する制約」で規定される場合を除き、シティは通常、加入者が普通所得として計上したのと同日に同額の控除を受ける権利を得ます。

シティはまた、加入者が第83条 (b) 項の選択を行わない限り、権利の確定していない制限株式報奨に対して支払う配当について連邦所得税の控除を受ける権利を得ます。

繰延株式。加入者は通常、繰延株式報奨の付与に際して、報奨の対象となる株式を受給するまでは課税所得を計上しません。この普通所得の額は、株式受給日におけるシティ普通株式の公正市場価値となります。権利の確定していない繰延株式報奨に対して支払われる配当相当額は、加入者に支払われる時点で普通所得として課税されます。

下記の「役員報酬の控除に関する制約」で規定される場合を除き、シティは通常、加入者が普通所得として計上したのと同じ日に同額の控除を受ける権利を得ます。シティはまた、加入者に対して支払う配当相当額について連邦所得税の控除を受ける権利を得ます。

株式ユニット。株式ユニット報奨で失効のリスクが高いものは、連邦所得税上、上記の繰延株式報奨と実質的に同様に取り扱われます。

株式支払い。加入者は無制限株式の付与に際しては、付与日における株式の公正市場価値に等しい額の課税所得を計上します。下記の「役員報酬の控除に関する制約」で規定される場合を除き、シティは通常、加入者が普通所得として計上したのと同じ日に同額の控除を受ける権利を得ます。

非適格ストック・オプション。加入者は通常、非適格ストック・オプションの付与に際しては課税所得を計上しません。非適格ストック・オプションを行使する際、加入者は、行使日における受領したシティ普通株式の公正市場価値とオプション価格（購入株式数に1株当たりの行使価格を乗じた数）との差額と同額の普通所得を計上します。加入者は、オプションの行使に際して取得した株式について、さらに売却または譲渡の制約を受ける場合であっても普通所得を計上します。下記の「役員報酬の控除に関する制約」で規定される場合を除き、シティは通常、行使日に、加入者が行使時に計上した普通所得と同額の控除を受ける権利を得ます。

通常、オプション行使によって取得した株式を後に売却した場合、売却代金と売却した株式の原価との差額はキャピタルゲイン（またはキャピタルロス）として課税対象になります。これには、行使時に税金の支払いに充てるために売却制限が解除された株式の売却も含まれます。

インセンティブ・ストック・オプション（以下「ISO」といいます。）。ISOの付与に際しては、課税所得は

計上されません。加入者がISOの条件に従ってISOを行使し、取得した株式を、ISOの付与日から2年以内または行使日から1年以内に処分しなかった場合、加入者はISOの行使に関連して得た収益を（普通所得ではなく）キャピタルゲインとして扱うことができ、シティはISOの付与または行使を理由として控除を受けることはできません。加入者が取得した株式を行使日から1年以上保有し、付与日から2年以上株式を売却その他の方法で処分しなければ、加入者がその後株式を売却した際の利益または損失は、売却代金と株式購入時の原価との差額に等しい額にて長期キャピタルゲインまたはキャピタルロスとなります。加入者が最低保有期間の条件を満たさずに、取得した株式を売却またはその他の方法で処分した場合、「非適格処分」となり、普通所得が生じます。この普通所得は、取得した株式の行使日における公正市場価値が、加入者が取得した株式の課税原価を超過した分に相当する額（課税原価を下回る場合は、非適格処分の際に得た額）となります。さらに、ISOの行使により税制上の優遇措置の対象となる項目となり、加入者に対する納税義務が最小限となることがあります。下記の「役員報酬の控除に関する制約」で規定される場合を除き、シティは通常、加入者が非適格処分時による普通所得と同額の控除を受ける権利を得ます。

株式評価益権（以下「SAR」といいます。）。加入者は通常、SARの付与に際しては課税所得を計上しません。SARの行使時には、（SARが現金決済される場合）かかる行使によって取得した現金の額、またはSARの行使によって取得したシティ普通株式の公正市場価値とSAR行使に関連して加入者が支払った代金（もしあれば）との差額を普通所得として計上します。加入者はSARを行使する際には、SARの行使に際して取得したシティ普通株式が、将来さらに売却または譲渡に関する制限を受けるかどうかにかかわらず、普通所得として計上します。株式に対する加入者の課税標準は、行使による普通所得とSARの行使に関連して支払った金額（もしあれば）に等しい額です。加入者がSARの行使によって取得した株式の保有期間は行使日に始まります。下記の「役員報酬の控除に関する制約」で規定される場合を除き、SARの行使に際し、シティは通常、加入者が計上した普通所得と同額の控除を受ける権利を得ます。

源泉徴収。シティは、2009年プランによって発生するあらゆる課税対象取引に対して、法律または規則によって差し引くことを要求されている、連邦、州、地方および外国の最小限の租税を支払うのに十分な額を、控除もしくは源泉徴収し、または加入者に対してその雇用主に送金することを要求します。

役員報酬の控除に関する制約。一定の例外を除き、内国歳入法第162条 (m) 項は、最高経営責任者、および

最高財務責任者を除く報酬額上位3名の執行役員（以下「対象従業員」といいます。）に支払った報酬に対してシティが控除できる額を課税年度当たり1人百万ドルに制限しています。しかし、対象従業員に対して支払われた報酬が内国歳入法第162条（m）項にいうところの「適格業績連動型報酬」とみなすことができる場合には、かかる制限は適用されません。2009年プランは、オプションおよびSARがこの免除規定を満たすように策定されており、したがって委員会はこの免除規定を満たすその他の報奨も付与することができます。委員会はまた、内国歳入法第162条（m）項には適合しない報奨も付与することができます。

2009年プランの下で、シティグループ・インクの支配権の変更に伴う報奨の権利確定の繰り上げは、加入者が20パーセントの取得税を課税される「過剰な退職手当」（内国歳入法第280G条に定義）を受け取っていると判断されるおそれがあります。シティは加入者に支払った過剰な退職手当を控除することができません。

内国歳入法第409A条。2009年プランに基づく一定の報奨は、「非適格繰延報奨」（第409A条に定義）を規制する内国歳入法第409A条の対象となる場合があります。2009年プラン（またはシティのその他のプラン）に基づく報奨で、第409A条に適合するものが第409A条に準拠して実施されなかった場合、2009年プランの下で「非適格繰延報奨」（その他、シティのその他のプランで第409A条によって2009年プランに統合されることが要求されているもの）とみなされる報酬はすべて、違反

## 株式報酬制度に関する情報

シティの残存するほとんどの株式報奨は、2009年プラン、シティグループ・1999・ストック・インセンティブ・プラン（以下「1999年プラン」といいます。）、トラベラーズ・グループ資産蓄積制度（以下「トラベラーズ・プラン」といいます。）および1997・シティコープ・ストック・インセンティブ・プラン（以下「シティコープ・プラン」といいます。）の4つの株主承認を受けた制度に基づいて付与されています。現在残存する株式報奨のうちには、株主の承認を受けていないシティグループ従業員インセンティブ・プラン（以下「EIP」といいます。）に基づいて付与されたものもわずかながらあります。EIPおよび2009年プラン以外のプランに基いた残存する報奨は、いずれも2005年4月19日より前に付与されています。

年度か、それが過ぎている場合は報奨の対象となる報酬に対する実質的な失効のリスクがなくなる年に普通所得として計上しなければなりません。さらに、加入者はかかる違反によって所得に算入しなければならない報酬の20パーセントに相当する追徴金を課せられ、加えて、報奨の対象である報酬を課税所得に算入しなければならない日からの利息も課せられます。

内国歳入法第457A条。2009年プランに基づく報奨であって、「非適格事業体」（第457A条に定義）に雇用される加入者への「非適格繰延報酬」（第457A条に定義）を構成するものは、報奨に対する実質的な失効のリスクがなくなる年に米国連邦所得算入の対象となりますが、それは報奨の規定に従い株式が加入者に分配できるようになる時点より前である可能性があります。報告および源泉徴収要件が適用される場合があります。第457A条に従った米国連邦所得の適時の申告または関連する税の納付を怠ると、該当する加入者は納税の遅延または過少申告による処罰の対象となる可能性があります。場合によっては20パーセントの追徴課税を受ける場合があります。一般論として、全ての外国企業は、その実質的に全ての所得が米国での取引または事業行為と実際上関連するかまたは外国の包括的所得税の対象とならない限り、「非適格事業体」に該当します。米国であればパートナーシップとして課税対象となる事業体も、事業体の（または事業体はそのパートナーに割り当てる）実質的に全ての所得が米国所得税または外国の包括的所得税の対象とならない限り、「非適格事業体」として扱われるおそれがあります。

これらの制度はすべて委員会によって管理されており、同委員会はすべて社外独立取締役によって構成されています。シティの株式報酬制度に参加する権利を有する従業員は、同委員会の承認を条件として、経営陣によって随時選定されます。

2009年4月21日をもって株主は2009年プランの採用を承認し、1999年プランは将来の報奨の対象となる株式の源泉としては廃止されました。2009年4月20日をもって株主は2009年プランの改正を承認しました。

2009年プランの改正案に関する詳細については、本議決権代理行使参考書類の第3号議案をご参照ください。

制度の種類	(a)	(b)	(c)
	未行使のオプション、 ワラントおよび権利の 行使に際して発行 される株式数	未行使のオプション、 ワラントおよび権利の 加重平均行使価格	株式報酬制度に 基づく将来の発行の ために利用可能な 残存株式数((a)欄に 含まれる株式を除きます。)
株主によって承認された 株式報酬制度.....	575,217,104 <sup>(1)</sup>	\$ 9.24 <sup>(2)</sup>	806,222,926 <sup>(3)</sup>
株主によって承認されていない 株式報酬制度.....	1,219,470 <sup>(4)</sup>	\$46.29	0
合計.....	<u>576,436,574</u>	<u>\$ 9.37</u>	<u>806,222,926</u>

- (1) 繰延株式報酬の権利確定によって発行可能な202.45百万株を含みます。合併に際してシティが継承した制度に基づいて、前身会社によって付与された未行使のオプションの対象となる総数313,965株は含みません。シティは、この制度に基づいていかなる報酬も付与しておらず、またこれは将来における報酬の対象となる株式の源泉として考慮されていません。
- (2) 合併に際してシティが継承した制度に基づいた、未行使のオプションの対象となる313,965株は含みません。オプションの加重平均行使価格は、1株当たり27.78ドルです。
- (3) オプション、ワラント、諸権利に加え（またはその代わりに）、制限株式報酬を含め、2009年プランに基づく様々な種類の報酬に応じて発行できる株式を示しています。
- (4) 繰延株式報酬の権利確定に伴って発行可能となる788株を含みます。

以下の開示はEIPについて提供されるものです。EIPは、株主総会で承認のため諮られておらず、付与済みののみ依然有効です。EIPは、改正され更新された1999年プランが2005年4月19日に株主承認を受けたことにより、新たな報酬の株式の源泉としては廃止されました。EIPは2005年4月19日より前に付与された、残存する報酬を規定し続けているため、2005年4月19日以降、EIPについては税法および/または会計基準の変更に対応することを意図した各種の専門的な修正が行われました。シティの株式報酬制度に関する追加情報は、フォーム10-Kの2010年年次報告書に記載されているシティの財務諸表注記8にあります。

#### 株主によって承認されていない制度

EIPは、当初1991年に取締役会によって採択されました。当社の執行役員および取締役には、EIPに基づく報酬を受け取る資格はありませんでした。EIPは、CAPの加入者および新規採用者にストック・オプションおよび制限株式報酬または繰延株式報酬を付与するために利用されました。CAPは、加入者のインセンティブ報酬（または手数料）の一定部分が制限株式報酬もしくは繰延株式報酬という形で交付され、または、場合によって

は、制限株式もしくは繰延株式および/もしくはストック・オプションという形で交付されるインセンティブおよびリテンション報酬制度です。CAPに従った報酬を含め、EIPに基づく制限株式報酬および繰延株式報酬の権利確定期間は、一般的に3年から5年でした。CAPオプションを含め、EIPに基づいて付与されるストック・オプションは、非適格ストック・オプションです。2003年1月1日より前に付与されたオプションは、10年間の期限を有しており、毎年20パーセントの比率で権利が確定し、最初の権利確定日は、一般的に付与日の12ヶ月から18ヶ月後です。2003年1月1日以降かつ2005年1月1日より前に付与されたオプションは、一般的に6年間の権利確定期間を有しており、毎年3分の1の比率で権利が確定し、最初の権利確定日は、一般的に付与日の12ヶ月から18ヶ月後です。EIPに基づいて2005年に付与されたオプションは、一般的に6年間の権利確定期間を有しており、毎年25パーセントの比率で権利が確定します。一般的にEIPに基づいて付与される制限株式報酬および繰延株式報酬ならびにオプションの条件は、障害もしくは死亡の場合、または一定の年齢および勤続年数の要件を満たしている場合を除き、報酬は従業員が当社を退職したときに取り消される旨を規定しています。

## 第4号議案：シティの2011・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランの承認

### 背景

2011年2月14日、シティの取締役会は、人事・報酬委員会（以下「委員会」といいます。）の提案を受けて、年次株主総会での株主の皆様の承認を条件として、2011年シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プラン（以下「EPP」といいます。）を満場一致で承認しました。

当社では、EPPに基づく報奨が内国歳入法第162条（m）項に適合するよう、EPPの採択を承認することを株主の皆様にお願ひしています。これにより、最高財務責任者を除き、シティの年次議決権代理行使参考書類において指名された執行役員（以下「指名された執行役員」といいます。）に支払われる業績連動報酬の米国連邦所得税の控除が可能となります。最高財務責任者以外の指名された執行役員にインセンティブ報酬を支払わない場合、株主の承認を受けた第162条（m）項のプランに基づき、一般的にかかるインセンティブ報酬の連邦所得税控除を受けられないこととなります。EPP案などの第162条（m）項のプランは、それ自体、米国の金融サービス業界およびその他の業界における公開会社の役員報酬制度の標準的なものです。

シティには、現在、非株式関連インセンティブ報奨を対象とする、株主承認を受けた第162条（m）項プランはありません。以前の株主承認を受けた第162条（m）項プランである、1999年エグゼクティブ・パフォーマンス・プランは、2008年緊急経済安定化法（その後の改正を含みます。）の一部として制定された税法の変更により、2009報酬年度をもって2009年1月に終了しました。シティはもはや報酬規定の対象ではなく、20億ドルを超える継続的な事業からの所得税引当金を入れて、2010年に黒字に回復しています。当社では、将来、EPPはシティの役員報酬構造の重要な要素になると確信しています。

EPPは株主の承認を得られない場合には有効となりません。しかしその場合、当社では、重要な役員人材にインセンティブを与えることが必要である、またはそれが適切であることから、役員に対する別の報酬形態を検討する可能性があります。EPPが承認されない場合には、シティは、最高財務責任者以外の指名された執行役員の報酬の多くについて、内国歳入法に基づいた控除を行えなくなります。

以下は、EPPの重要な条件の概要です。この概要はEPPの全規定について説明することを意図したものではなく、EPPの全文を参照することにより完全な形となります。EPPの全文は付属書類C（ANNEX C）として議決権代理行使参考書類に添付されています。

### 一般事項

EPPの目的は、（i）シティの長期的な収益性に貢献するために役員やその他の主要な執行役員にインセンティブを与え、それにより執行役員とシティの株主およびその他のステークホルダーの利益を一致させること、（ii）適切にバランスがとれ、執行役員に不必要かつ過剰なリスクを取らせない程度の業績連動型インセンティブにより、役員やその他の主要な執行役員に動機づけを行うこと、ならびに（iii）競争力のあるインセンティブ報酬機会を提供することで優れた能力を持つ役員や主要な執行役員を採用し確保することにより、株主およびその他のステークホルダーの利益を促進することにあります。

EPPの加入者は、毎暦年、（i）内国歳入法第162条（m）項に定めるところの「対象従業員」であるか、もしくはそうなる見込みの当社の幹部従業員、（ii）1934年証券取引所法（その後の改正を含みます。）第16条（a）項の報告要件の対象となる執行役員であるか、もしくはそうなる見込みの当社の幹部従業員、または（iii）EPPに加入するよう委員会が選出した当社の幹部従業員から選出されるものとします。約15名の役員が2011年のEPPに加入する資格を与えられると見込まれます。しかし、委員会が役員の人数を変更することが適切であると判断した場合には、この数字は変更される可能性があります。

### プランの管理

EPPは、現在取締役会の構成員である6名の委員により構成される委員会により管理されます。委員会はEPPに加入する従業員を選出する権限、EPPに基づく報奨の金額や形態を決定する権限、報奨に適用される業績の期間の長さおよびかかる期間に業績目標が達成されたか否かを決定する権限、ならびにEPPの管理に必要なまたは望ましいとみなされるすべての決定を行う権限を有します。

## 業績期間

EPPに基づく業績期間は1年間となる見込みです。また、委員会は、より長期の複数年にわたる期間や、業績期間が開始されてから雇用されるかEPPへの加入資格を与えられた者に対してはより短期間というように、異なる長さの業績期間を定めることもできます。委員会が別段の決定をしない限り、EPPに基づく最初の業績期間は2011年1月1日から12月31日までとなります。

## 業績目標

各業績期間の開始から90日以内に、または、より早い場合、期間の25パーセントが経過する前に、委員会はこの期間の関連する業績目標、および目標を達成した場合に加入者が獲得できる報奨の額を規定します。報奨額はインセンティブ・プールのパーセンテージで示されるか、または当委員会が定めるその他の方法で示されます。業績目標は、以下の客観的な業績達成基準の一つ以上の基準に基づいています。業績達成基準は、以下の項目の絶対値および／もしくは相対的価値またはパーセンテージで示されます。

- 収益
- 純利益(税引前または税引後)
- 1株当たり利益
- 資産または資産利益率
- 資本または資本利益率
- 純資産額または1株当たり純資産額
- 営業利益
- 経費またはリエンジニアリング・セービング
- キャッシュ・フローまたは1株当たりキャッシュ・フロー
- 株主総利益率
- EVAモデルまたは同等基準
- 収益または生産成長率
- 利益
- リスク調整後資産利益率
- リスク資本利益率
- 税引前または税引後利益
- マージン
- 株価
- 市場占有率
- 規制関連の実績
- 債務削減
- 株主持分または株主持分利益率

委員会は、これらの目標のうち一つ以上が、シティもしくはシティの関連会社、またはシティもしくはシティの

関連会社の支店、部門、事業単位、もしくはその他の部分の業績、および／またはかかる業績と競合他社グループの業績との比較、以前の業績期間、もしくは委員会が選択もしくは規定したその他の基準に基づくものと判断します。

委員会が業績目標を定めると同時に、業績目標の水準を測る方法が特定され、二つ以上の目標が定められた場合、適切な割合が各目標に割り当てられます。業績目標の達成度を評価する際、委員会は以下の項目を含めるか否かを決定することができます。未実現投資損益、特別損益項目、異常損益項目、もしくは非経常的項目、資産評価損、会計方針変更、税制改正もしくは法改正の影響、通貨変動、合併・買収、または準備金強化およびその他の営業外損益項目。

業績目標は、リスクバランス特性に対する適切な調整を反映するものとします。

委員会は、該当する業績目標およびその他のEPPの条件の達成レベルに基づいて、加入者が報奨を獲得できたか否かを判断し、できた場合にはその報奨額を決定して書面にて認証します。委員会は、該当する業績目標の達成レベルに基づいて決められた額以上に報奨額を引き上げること、または目標を変更することはできません。しかし、当委員会は、いかなる報奨についても報奨額を減額するか取り消すことができます。ただし、かかる減額または取消によってその他の加入者に支払う報奨額が増額されることにはならないものとします。

## 雇用の終了

委員会が別段の決定をしない限り、該当する業績期間の業績目標およびその他のEPPの重要な条件が満たされたことを委員会が認証する日付に先立って、何らかの理由で加入者の雇用が終了した場合には、かかる業績期間における加入者の報奨は取り消されることとなります。

## 報奨の形態

委員会は、いかなる報奨についてもその形態や諸条件を決定する自由裁量権を有するものとします。これには業績連動権利確定またはクローバックといった、委員会がシティへのリスクバランスを取るのに適切であるとみなす諸条件が含まれます。

## 報奨の金額および時期

各暦年のEPPに基づいて加入者に支払われる最高額は：

- 0.2% ×
- シティグループ・インクの継続的な事業からの所得税引前の(損)益額からシティ・ホールディングスの継続的な事業からの所得税引前の(損)益額を差し引いた額。

いずれの場合も、該当年度の直近の会計四半期の事業結果を報告するシティグループのフォーム8-K付属書類として提出される、四半期財務指標についての補足情報で報告されるとおりです。複数年の業績期間が対象となる報奨の場合には、報奨の最高額は、各暦年（またはその一部）に適切に配分された業績目標に基づき、かかる期間内で各暦年（またはその一部）に報奨を配分して計算します。

委員会が別段の決定をしない限り、業績期間に加入者が獲得した報奨は、期間が終了する年度後2.5ヶ月の間に加入者に付与されます。

### 報奨の失効または回収

委員会が報奨について、著しく不正確な財務諸表もしくはその他の著しく不正確な業績測定基準に基づいていると判断した場合、または従業員の不正行為によってその雇用が終了した場合には、報奨は取消または失効となる可能性があります。具体的には、委員会が加入者について以下のように判断した場合には、報奨はシティによる取消もしくは失効、または回収の対象となります。

(a) 加入者が著しく不正確な財務諸表（損益計算書などを含みますが、これらに限定されません。）、またはその他の著しく不正確な業績測定基準に基づいて報奨を受け取った場合。(b) 加入者が財務諸表または業績基準に関連する不正確な情報提供（不正確な情報を適時に訂正することを意図的に怠ることを含みます。）に意図

的に携わった場合。(c) 加入者が上級経営陣、事業責任者および／もしくはリスク・マネジメントが規定もしくは改正したリスク制限、または事業責任者が提供したバランスシート、もしくは運転資本もしくは規制資本のガイダンスに著しく違反した場合。インセンティブ報酬は、従業員の不正行為によってその雇用が終了した場合には、シティによる取消の対象となります。委員会はまた、いかなる報奨についても、独自の裁量でその他の失効または回収の条件を課することができます。

### EPPの改正または終了

委員会は随時EPPを改正、停止、または終了することができます。ただし、これらの措置を取る際、内国歳入法第162条(m)項の要件を遵守するものとします。EPPが有効である限り、業績目標の重要な条件は、内国歳入法第162条(m)項の規定に従って、少なくとも5年に1度、株主の承認を得るために再提出するものとします。

### 新プランによる給付額

EPPに基づく支払いは、該当する業績期間の実績に基づき、EPPに従って委員会が選択した業績基準を用いて計算するものとします。さらに、委員会は、本来ならばかかる実績に基づくEPPの支払いを受ける権利を有する加入者の報奨を減額する、または報奨を取り消す決定を行うことができます。したがって、支払額は現時点では決定できません。

取締役会は、第4号議案に述べられた、シティの2011・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランを承認することに賛成票を投じられることを推奨します。

## 第5号議案：シティの2010年度役員報酬にかかる勧告的決議

証券取引所法規則14a-21(a)項により、本議決権代理行使参考書類中の「役員報酬」の項で開示されているように、当社は指名された執行役員の報酬にかかる勧告的決議を求めています。株主の皆様は以下の勧告的決議について投票することが求められています。

議案：「報酬の検討および分析」、報酬一覧表および議論を含めて、レギュレーションS-K第402条に基づいて開示されているシティの指名された執行役員に支払われる報酬をここに承認します。

シティは信頼できる報酬慣行および報酬体系を築くべく取り組んでいます。シティは、従業員の業績に基づいて公平に報酬を付与し、また競争力のある報酬体系を築くというニーズのバランスを取ることを目指す一方で、リスク管理の原則、および持続的な収益性への長期にわたる貢献に報いる業績基準が、従業員の報酬に反映される

ことを保証します。シティの報酬原則の目的についての議論で詳述されているように、シティの制度は、不必要または過度なリスクを取ることを避け、競争力を促進し、適切な期間にわたる業績に対して報酬を付与し、個々の従業員の貢献度を認識することにより能力主義を推進し、シティのフランチャイズ・バリューを高めることを目的としています。

シティが安定して信頼のある収益性を持続させるためには、非常に優秀な従業員と、これらの従業員による並はずれた努力が必要とされてきました。金融サービス業界では、実績のある人材を求める競争が世界的に激化しています。シティでは、法律の範囲内において現在の状況を反映する形で役員に報酬を支払ってきました。役員報酬の支払いに関して、当社では、本議決権代理行使参考書類の「報酬の検討および分析」の項で述べられている内容に加えて、以下の要素を考慮に入れていきます。

## 2010年度報酬の要旨

- シティは黒字転換し、TARPを終了しました。2009年度の純損失16億ドルに比べ、シティグループの純利益は2010年度に106億ドルとなりました。シティはその資本ベースを大幅に増加させ、現在では世界で最も資本が充実した大手銀行の一つとなっています。米国財務省は、米国政府がシティに投資した450億ドル全額に加え、シティグループの普通株式およびその他の有価証券の売却による配当、金利および収益からなる約122億ドルの利益を回収しました。
- シティの最高経営責任者は、給与1ドルを受け取り、2010年度のインセンティブ報酬をすべて辞退しました。
- 2010年の役員報酬体系の変更には、業績連動報酬および追加のクローバックが含まれます。シティはリスクバランズや財務実績の強化に向けて、従業員が軽率にシティをリスクにさらすことのないような形で数々の対策を講じてきました。
- **業績連動報酬**：2010年に、指名された執行役員を含むシティの執行役員に付与された繰延インセンティブ報酬は、業績連動権利確定の対象になります。報奨繰延期間にあたる年度にシティグループに税引前純損失がある場合には、人事・報酬委員会は、損失年度の終了後に権利確定する予定の2010年の執行役員インセンティブ報奨の一部またはすべての減額または廃止を決定することができます。
- **退職の際の報奨の繰り上げなし**：2010年から、シティの資本蓄積計画(以下「CAP」といいます。)に基づいて、雇用の終了時点で権利確定する繰延株式の形態で付与される株式報奨は、当初の権利確定スケジュールに従って交付されます。したがって、この報奨は雇用の終了後もシティの株価変動の影響を受け、「クローバック」の対象となります。

- **クローバック**：2010年の業績が著しく不正確な業績基準に基づいていることが判明した場合、または役員がリスク制限に著しく違反した場合には、2010年のインセンティブ報酬は失効します(クローバックの対象となる場合等)。
- シティは引き続き現金によるボーナスを制限し、繰延株式で付与される上級役員のインセンティブ報酬の割合を増加させました。
- **株式保有規則、ヘッジ方針および売却制限は、役員の利益と株主の利益を一致させます**。指名された執行役員に支払われる報酬のうちインセンティブ報奨の部分は、株式保有規則の対象となり、シティには、従業員が当社の株価下落から利益を得ることを禁止する取引方針があります。さらに、雇用の終了後に権利確定する、または売却制限の対象となる株式を通して、雇用の終了後にも役員の利益は株主の利益と一致し続けます。
- **インセンティブ報奨制度の変更を通じてリスク軽減への更なる注力**。シティは、人事・報酬委員会による管理強化およびシティのインセンティブ報酬制度の変更を通じて達成することのできるリスク軽減への注力を通じて、報酬ガバナンス・プロセスを強化し続けていきます。

株主の皆様には、本議決権代理行使参考書類の「報酬の検討および分析」、報酬一覧表および議論を熟読されることをお勧めします。これらの項目には当社の報酬方針および手続きによって当社の報酬に関する理念がどのように実践されているかが詳しく説明されています。

本決議には拘束力はありませんが、取締役会および人事・報酬委員会は、決議結果およびそれに関連するその他の諸要素を、シティの報酬制度の継続的な評価と関連付けて検討してまいります。

取締役会は、本議決権代理行使参考書類に記載されている報酬の検討および分析、報酬一覧表ならびに関連資料に開示されているシティの執行役員報酬を承認する上記議案の勧告的承認に賛成票を投じられることを推奨します。

## 第6号議案：役員報酬にかかる将来の勧告的決議の頻度に関する勧告的決議

証券取引所法規則14a-21 (b) 項に従って、当社は株主の皆様、役員報酬にかかる将来の勧告的決議を毎年行うか、2年に一度か、3年に一度かを投票していただくよう求めています。

慎重に検討した結果、取締役会は、現時点では役員報酬にかかる勧告的決議を年に一度行うことが最も適切なシティの方針であると判断し、株主の皆様には、当社が役員報酬にかかる勧告的決議を年に一度行うことに投票していただくよう推奨しています。シティの役員報酬制度は報酬と業績との長期的な結合を促進することを目的に策定されていますが、取締役会は役員報酬の開示は年に一度行われるものと認識しています。当社では、役員報

酬にかかる勧告的決議を年に一度行うことは、コーポレート・ガバナンスに関する事柄ならびに当社の役員報酬に関する理念、方針および慣行について、株主から時宜にかなった意見を得たり、株主と頻繁に対話を行ったりする当社の慣行にふさわしいものと考えています。

決議の回数は年一度、2年に一度、3年に一度から選択できます。または棄権することもできます。取締役会の推奨を承認するか承認しないかは投票しません。決議は勧告的なものであり、拘束力はありません。人事・報酬委員会は、取締役会に決議の頻度を提言する際、その結果および関連するその他の諸要素を考慮に加えます。

取締役会は、シティグループの指名された執行役員に付与される報酬にかかる勧告的株主決議を年一度とする勧告的承認に賛成票を投じられることを推奨します。

## 第7号議案：株式併合実施可能期間の延長の承認

### 概要と経緯

2009年9月2日、当社の株主は書面同意をもって、当社のすべての発行済普通株式の株式併合を2対1、5対1、10対1、15対1、20対1、25対1または30対1の7通りの株式併合率のうち、取締役会が単独裁量により決定するいずれか1つの併合率にて実施し、2010年6月30日に先立つ任意の時期に、株式併合に関連して当社普通株式の授権株式総数を併合率に応じて減少させる（以下「本株式併合」と総称します。）ために、これらを可能とする当社の書換基本定款への変更案のうちの1つを選択し、提出する権限（ただし、義務ではありません。）を取締役に付与する議案を承認しました。2010年4月20日、取締役会は、取締役会の単独裁量でかかる変更案を提出する権限を2011年6月30日に先立つ任意の時期まで延長することを当社の株主により承認されました。これまでは、かかる本株式併合を実施していません。

当社の取締役会は、当社の株主に対し、取締役会がその単独裁量で本株式併合を実施する権限が2011年6月30日から2012年6月30日まで延長される点を除き、当社の株主が以前に承認したものと同一条件で本株式併合を実施することを承認するよう提案します。当社は、本株式併合実施可能期間の延長という用語を、2012年6月30日までに本株式併合を実施し、同時に（下記に記載するとおり）書換基本定款に記載される当社普通株式の授権株式数を併合率に応じて減少させる権限を取締役に付与する株主承認を指すものとして使用します。

2011年1月18日に、取締役会は、（1）2012年6月30日に先立つ任意の時期に、下記のとおり、また、実質上当社の株主が以前に承認した形式において、本株式併合を実施するための当社の書換基本定款の変更が妥当であると宣言する決議および（2）本株式併合実施可能期間の延長の承認を求める提案を当社の普通株式の株主に対して提出するよう指示する決議を採択しました。

### 株式併合実施可能期間の延長および株式併合に関する説明

本株式併合を実施するためのシティの書換基本定款の変更案の書式は、議決権代理行使参考書類に付属書類D（ANNEX D）として添付されており、実質的に当社の株主が以前承認した変更証書の形式です。当社の株主によって承認された場合、本株式併合実施可能期間の延長は、2011年6月30日から2012年6月30日まで延長され、当社の普通株式の併合を2対1、5対1、10対1、15対1、20対1、25対1または30対1の7通りの株式併合率のうち、取締役会が単独裁量により決定

するいずれか1つの併合率にて、2012年6月30日に先立つ任意の時期に実施することを許可することになります（ただし、義務付けることはありません。）。当社は、併合率を取締役会の裁量に委ねること（ただし、当該併合率が提案された7通りのうちの1つであることを条件とします。）により、シティは、当社の株主の利益を最大化すべく策定する方法および時期にて柔軟に本株式併合を実施することができると考えます。取締役会は、併合率を決定する場合には、とりわけ以下の要因を考慮する可能性があります。

- 当社普通株式の売買価格および売買高の過去の実績
- 当社の発行済普通株式数
- その時点における実勢の当社普通株式の売買価格および売買高ならびに本株式併合が当社の普通株式の売買市場に及ぼすと予想される影響
- 特定の併合比率が管理費用および取引費用を削減する当社の能力に及ぼすと予想される影響
- 実勢の市況全般および経済状況

取締役会は、その単独裁量で本株式併合がもはや当社およびその株主の最善の利益にならないと判断する場合には、提案された一部または全部の株式併合率を含め、本株式併合の放棄を選択する権利を留保します。

取締役会により決定される本株式併合の比率に従って、現行の普通株式の2株、5株、10株、15株、20株、25株または30株が併合されて新しい普通株式1株になります。したがって発行済普通株式数は、取締役会により決定される株式併合率に応じて減少します。本株式併合が行われる場合、本株式併合を実施するために提出されるシティの書換基本定款の変更には、当社およびその株主の最善の利益になると取締役会により判断された株式併合率のみが記載され、その他の異なる併合率での変更案はすべて破棄されます。

本株式併合が実施された場合、当社はさらに、下記の「授権株式」において説明するとおり、当社普通株式の授権株式数も比例して減少します。したがって、当社は、取締役会が決定する株式併合率に応じて、普通株式の授権株式総数を減少させるためにシティの書換基本定款を変更する取締役会の権限についても、2011年6月30日から2012年6月30日まで延長させることを提案しています。提出されるシティの書換基本定款の変更（もしあれば）は、株主の最善の利益になると取締役会により判断された普通株式の授権株式総数のみを含み、その他の異なる授権株式数について提案された変更はすべて破棄されます。取締役会が本株式併合を承認しない場合に

は、関連する授権株式数の減少は起こりません。

本株式併合は、シティの書換基本定款の変更証書がデラウェア州州務長官に提出された時点（以下、「発効時点」といいます。）に有効となります。本株式併合の提出の正確な時期は、当該行為が当社およびその株主にとって最も有利となるタイミングはいつであるかという観点からの判断に基づき、取締役会により決定されます。本株式併合実施可能期間の延長が当社の株主によって承認された場合、取締役会は2012年6月30日に先立つ任意の時期に本株式併合を実施する権限が与えられます。しかしながら、本株式併合実施可能期間の延長が当社の株主によって承認されなかった場合でも、取締役会は2010年4月20日に受けた株主承認によって、2011年6月30日に先立つ任意の時期に本株式併合を実施する権限を維持します。

さらに、取締役会は、株主承認が得られた場合でも、変更証書の提出に先立つ任意の時点で、取締役会がその単独裁量により、本株式併合を進めることはもはや当社およびその株主の最善の利益にはならないと判断する場合には、株主によるさらなる決議を必要とせず、本株式併合を進めないことを選択する権利を留保します。本株式併合を実施する変更証書が、2012年6月30日（本株式併合実施可能期間の延長が株主によって承認された場合）または2011年6月30日（本株式併合実施可能期間の延長が株主によって承認されない場合）までにデラウェア州州務長官に提出されない場合、取締役会は本株式併合を実施する権限を与えられません。

当社の普通株式の端株の存在を回避するために、本株式併合の結果として本来ならば当社普通株式の端株を保有するはずの株主名簿上の株主は、当該端株の代わりに当社の代理人から現金（利息なしで、かつ、適用ある源泉徴収税の対象となります。）を受領する権利を有します。本株式併合後に端株を保有する株主に支払われる現金の合計金額は、本来ならば発行可能であるはずの全1株未満持分を当社代理人が取りまとめ、売却した後当該端株から得られる正味売却代金（慣行的なブローカー・コミッション、その他の経費および源泉徴収税を差し引いた額）と同額になります。本株式併合の結果として、1株未満持分を保有する株主は、保有する1株未満持分に応じて比例配分ベースで当該代金の支払いを受けます。

### **株式併合実施可能期間の延長ならびに株式併合の背景および理由**

取締役会は、取締役会が2009年6月および2010年4月に株主に対し承認を求めて本株式併合を提出した理由と同じ理由により、株主に対し本株式併合実施可能期間の延長を提案しています。取締役会は、本株式併合が実施され

た場合、本株式併合が当社の普通株式の価格を押し上げる効果があり、より広範囲の機関投資家およびその他の投資家にとって当社の普通株式がより魅力的な投資対象になると考えています。本株式併合は、当社の普通株式の株価上昇に加え、委任状勧誘の費用などの当社の一部のコストを削減することにもなります。また、2011年6月30日から2012年6月30日まで本株式併合を実施するための取締役会の権限を延長させることにより、市況に対応するシティの柔軟性を高め、当社の普通株式の市場性および流動性を改善させ、さらに当社の普通株式への関心を高め、その取引を促進させます。したがって、これらの理由および下記に説明されるその他の理由により、当社は、本株式併合実施可能期間の延長に対する株主承認が当社およびその株主の最善の利益につながると考えています。

当社は、当社の普通株式の現在の市場価格が特定の機関投資家、投資専門家およびその他の一般投資家の受容性に影響する可能性があることと助言されていますが、本株式併合は、当社の普通株式をより広範囲の機関投資家およびその他の投資家にとってより魅力的なものにするための取締役会の柔軟性を高めると考えています。多くの証券会社および機関投資家は、低位株への投資を禁止するか、または個人ブローカーが顧客に低位株の購入を控えさせる社内方針および慣行を有しています。また、それらの方針や慣行の一部は、低位株の取引処理を証券会社にとって経済的に魅力のないものとするよう機能する場合もあります。さらに、低位株のブローカー・コミッションは一般的に高位株のコミッションに比べて株価に占める割合がより高くなることから、普通株式の現在の1株当たりの平均株価は、結果として、高価格の株式の取引の場合よりも、株式の合計価値に占める比率の高い取引費用を個々の株主が支払わなければならないという結果を招く可能性があります。当社は、本株式併合実施可能期間の延長が株主に承認されることにより、当社の普通株式が多くの投資家にとってより魅力的で、コスト効率の良い投資対象となり、当社の普通株式を保有する株主の流動性を高めるための取締役会の柔軟性が高まるものと考えます。

本株式併合で当社の発行済普通株式総数を減少させることにより、他の要因がない限り、当社の普通株式の1株当たりの市場価格を上昇させることを意図しています。しかしながら、当社の財務実績、市況および当社の事業に対する市場の認識を含むその他の要因により、当社の普通株式の市場価格が悪影響を受ける可能性があります。その結果、本株式併合が完了した場合に、本株式併合後に当社の普通株式の市場価格が上昇するという上記の意図された便益をもたらす、または今後当社の普通株式の市場価格が下落しないという保証はありません。

さらに、当社は、本株式併合後に、当社の普通式株式1株当たりの市場価格が、本株式併合前の当社の発行済普通株式総数の削減数に比例して上昇するという保証はできません。したがって、当社の普通株式の本株式併合後の時価総額が、本株式併合前の時価総額を下回る可能性もあります。

当社は、本株式併合が、当社の普通株式の株価上昇に加え、当社およびその株主にその他の便益をもたらすものと確信しています。現在、当社の株式をNYSEに上市するために当社が支払う手数料は、当社の発行済株式総数に基づいています。また、当社が保管サービスおよび決済サービスのために支払う手数料、当社の議決権代理行使の勧誘費用はすべて、保有されもしくは決済されている株式数に基づくか、またはこれに関連します。発行済株式数および将来発行される株式数を減少させることにより、当社がこれらの組織および機関ならびに株式価値ではなく株式数に基づいて料金を課すその他の組織および機関に対して支払う手数料および税金の金額が削減されることが期待されます。

### 本株式併合が発行済普通株式の株主に与える影響

本株式併合完了時の発行済普通株式は、本株式併合による影響を受けます。発行済み（または2011年1月31日現在、発行準備用の）普通株式数は約321.9億株です。

取締役会により決定される本株式併合の併合率に従って、現在の普通株式2株、5株、10株、15株、20株、25株または30株が併合されて、新たな普通株式1株になります。したがって発行済普通株式総数は、取締役会により決定される株式併合率に応じて減少します。下表は、列挙された仮定的株式併合率（端株の取扱いは考慮に入れませんが、）の結果として生じる授権済みかつ発行済みの（または2011年1月31日現在、発行準備用の）普通株式数を示したものです。

仮定的株式併合率	本株式併合後の発行済みまたは発行準備用(2011年1月31日現在)の普通株式数の概算株式数(単位:百万株)
2対1	16,099
5対1	6,439
10対1	3,220
15対1	2,146
20対1	1,610
25対1	1,288
30対1	1,073

本株式併合が実施される場合、実施後の実際の発行済株式数は、取締役により最終的に決定される株式併合率に左右されます。

本株式併合が承認されて実施される場合、本株式併合は当社の普通株式全株を対象に同時かつ同一の併合率で実現されます。本株式併合は当社の普通株式の全株主に均等に影響を与え、株主のシティにおける持分率には一切影響することはありません。ただし、下記「端株」で説明するとおり、例外として、本株式併合の結果として本来ならば端株を受け取る権利を有するはずの普通株式の株主は当該端株の代わりとして現金による支払いを受けます。当該現金による支払いは、本来ならば本株式併合後に1株未満の普通株式を受け取るはずの株主が存在する限り、本株式併合後の当社普通株式の株主数を削減することになります。さらに、本株式併合は、株主の比例按分ベースの議決権（端株の取扱いに関するもの）には一切影響することはありません。

本株式併合は、一部の株主が100株未満の「単位未満株」の普通株式を保有する結果を招く可能性があります。単位未満株の株式は売却がより困難となる場合があります。また単位未満株のプロカー・コミッションおよびその他の取引費用は一般に、1株当たりベースで100株の整数倍数の「売買単位」株式の取引費用より多少高くなります。

発効時点以後、当社普通株式は新しい統一有価証券識別手続委員会（以下「CUSIP」といいます。）番号を付与されます。CUSIP番号は株式を識別するために利用される番号であり、旧CUSIP番号が付与された株券は下記で説明される手続きに従って、新しいCUSIP番号が付与された株券に交換する必要があります。

### 普通株式の実質的保有者(ストリート・ネームで保有する株主)

本株式併合が完了次第、当社は、銀行、証券会社、カストディアンまたはその他の名義人を通じて株主が保有する株式を、本人名義で登録された株式を保有する株主名簿上の保有者と同一の方法にて取り扱います。銀行、証券会社、カストディアンまたはその他名義人は、当社普通株式をストリート・ネームで保有する実質的保有者のために本株式併合を達成するよう指図されます。しかし、これらの銀行、証券会社、カストディアンまたはその他の名義人は、本株式併合の処理および端株に代わる金銭の支払い手続きが株主名簿上の保有者とは異なる可能性があります。当社普通株式を銀行、証券会社、カストディアンまたはその他の名義人を通じて保有する株主の方は、この点について質問がある場合は、当該銀行、証券会社、カストディアンまたはその他の名義人と連絡を取ることをお勧めします。

### **普通株式を「振替制度」に登録している株主(名義書換代理人の名簿および記録に登録されているが、株券を保有していない株主)**

当社の普通株式の株主名簿上の特定の株主は、名義書換代理人を通して、株式振替制度により、保有株式の一部またはすべてを電子的に保有している可能性があります。これらの株主は、普通株式の所有権を証明する株券を保有しません。しかしながら、当該株主は、本人の口座に登録されている株式数を反映した取引明細書を受け取ります。

株主が名義書換代理人を通じて株式振替制度に登録されている株式を保有する場合、発効時点後に、当該株主は、本株式併合の完了後に端株の代わりに現金の支払いまたは株主名簿上の保有者を対象に宣言され支払われる可能性のあるその他の分配を自動的に受領します。

### **普通株式の株券保有者**

当社普通株式を株券の形式で保有する株主は、発効時点後、名義書換代理人から送付状が送付されます。送付状には、株主が、普通株式を表章する本人保有の株券（以下、「旧株券」といいます。）を、本株式併合後の全普

通株式の適切な株式数を表章する株券（以下、「新株券」といいます。）と引き換えに、名義書換代理人に引き渡す方法についての指図が記載されています。新株券は、株主がすべての旧株券を、適切に記入され正式に署名された送付状とともに名義書換代理人に引き渡すまでは、当該株主に対して一切発行されません。株主はいつでも、本人保有の旧株券の引換えのために名義書換手数料またはその他の手数料を支払う必要はありません。株主は、その後、本株式併合の結果として当該株主が権利を有する全普通株式数を表章する新株券を受領します。当社は、株主が保有する発行済旧株券が引き渡されない限り、当該旧株券を、消却されるべきもの、かつ本株式併合後に当該株主が権利を有する全普通株式数を表わすだけのものとみなします。引換えのために提出される一切の旧株券は、その理由が株式の売却、名義書換またはその他の処分のいずれかであるかにかかわらず、自動的に新株券に引き換えられます。旧株券が裏面に制限文言を記載している場合、新株券は旧株券の裏面と同一の制限文言を記載して発行されます。株主が端株の権利の代わりに支払金を受領する権利を有する場合、当該支払金は下記の「端株」で説明されるとおりに支払われます。

株主はいかなる株券も破棄すべきではなく、また、いかなる株券も提出を求められるまでは提出すべきではありません。

## 端株

当社は現在、本株式併合に関連して端株を発行する意向はありません。したがって、当社は端株を表章する株券の発行も予定していません。本株式併合前に本人が保有した普通株式数が取締役会により最終的に決定された株式併合率によって割り切れないことにより、本来ならば端株を保有したはずの株主名簿上の株主は、当該端株の代わりに（利息なしで、かつ適用ある源泉徴収税の対象となります。）現金を当社の代理人から受領する権利を有します。当社の代理人は、本株式併合後すべての端株を取りまとめ、それを市場において売却します。本株式併合後に端株を保有する株主に支払われる現金の合計金額は、これにより得られる正味手取金（慣行的なブローカー・コミッションおよびその他の経費を差し引いた後）に等しい金額となります。本株式併合の結果として、端株を保有する株主は、保有する端株の金額に応じて比例配分ベースで当該手取金の支払いを受けます。

株券の形式で株式を保有する株主が端株における権利の代わりに支払金を受領する権利を有する場合、当該株主は発効時点後、当該株主が上記「普通株式の株券保有者」で説明したとおり、署名済みの送付状を提出し、すべての旧株券を引き渡した後、実務上可及的速やかに小切手を受領します。当社普通株式を銀行、証券会社、カストディアンを通じてまたはその他の名義人の名義で保有している株主は、当該銀行、証券会社、カストディアンまたはその他の名義人に連絡をとり、それらの機関を通じて端株の取り扱いおよび手続きについて、問い合わせる必要があります。株主は小切手に署名して小切手を換金することにより、普通株式を保有していたこと、それに代わり現金支払金を受領したことを保証します。現金の支払いは、適用ある連邦および州の所得税法ならびに財産放棄法の対象とされます。株主は、発効時点および支払金受領日との間の期間の利息を受領する権利を有さず、当該支払金は適用ある源泉徴収税の対象となります。

## 授權株式

取締役会が本株式併合の実施を選択する場合、当社は株式併合率に比例して普通株式の授權株式数も削減します。授權株式数の削減は、上記のとおり、当社の書換基本定款変更証書を提出することにより効力が発生します。下表は、以下に示す列挙された仮定的株式併合率の結果として削減される普通株式の授權株式数を示しています。

仮定的 株式併合率	本株式併合後の 普通株式の授權株式数 (単位:百万株)
2対1	30,000
5対1	12,000
10対1	6,000
15対1	4,000
20対1	3,000
25対1	2,400
30対1	2,000

本株式併合が実施される場合、実施後の実際の授權株式数は、最終的に取締役会が決定した株式併合率に左右されます。

取締役会が本株式併合の実施を選択した場合には、普通株式の授權株式数の削減の結果、発行済み（または発行準備用の）授權株式数に対する未発行の授權株式数の比率は、同一の比率が維持されます。下表は、列挙された仮定的株式併合率（端株の取扱いを考慮に入れませんが、）の結果としての減資後に予想される授權されているが未発行（および未準備）の普通株式の総数を示しています。

仮定的 株式併合率	本株式併合後の、授權されているが 未発行（および未準備）の普通株式の 概算株式数 (単位:百万株)
2対1	14,340
5対1	5,736
10対1	2,868
15対1	1,912
20対1	1,434
25対1	1,147
30対1	956

本株式併合が実施される場合、実施後の実際の授權済未発行普通株式数は最終的に取締役会が決定した株式併合率に左右されます。本株式併合が取締役会により放棄された場合、当社は授權株式数の削減も放棄することになります。

## 本株式併合がオプション、制限株式報奨、ユニット、ワラントおよび転換証券または交換可能証券に与える影響

取締役会によって決定された株式併合率に基づき、株主が普通株式の購入、普通株式との交換、普通株式への転換を行う権利を持つすべての発行済みのオプション、ワラント、転換証券もしくは交換可能証券の権利行使または転換に際しての1株当たり行使価格および発行可能な株式数には、一般的に比例調整が必要です。この結果として、本株式併合直後にも、権利行使に際して当該オプション、ワラント、転換証券または交換可能証券のもとに支払いが必要となる合計価格は、本株式併合直前とほぼ同額となり、また当該権利行使、交換または転換により引き渡される普通株式の価値も本株式併合直前とほぼ同一となります。制限株式報奨、繰延株式報奨および株式ユニットの決済または権利確定の際に引き渡される株式数は同様に調整されます。

これらの証券に基づいて発行のために準備される株数は、シティの2009・ストック・インセンティブ・プランにより株式併合時に付与できる残余株式数と同様に、取締役会により決定される株式併合率に基づいて比例して削減されます。

## 会計事項

書換基本定款の変更案は当社普通株式1株当たりの額面価格には影響せず、額面は0.01ドルにとどまります。その結果、発効時点において、当社の貸借対照表上の普通株式に帰属する資本金は株式併合率に基づいて比例して減額され（過去の期間の遡及的調整を含みます。）、また、資本金の減額分の金額は、払込剰余金に追加計上されます。発行済普通株式数が減少するため、報告される1株当たりの純損益は増加します。1株当たり利益の基本的なデータについては、提示された全期間についての変更のための調整が遡及的になされ、変更年度において当該変更が開示されます。

## 本株式併合による特定の連邦所得税効果

下記の要約は、本株式併合が当社普通株式の保有者に与える特定の重要な米国連邦所得税効果について説明するものです。

この要約は、本書において別段の定めのない限り、米国市民もしくは米国居住者、米国、米国の州、もしくはコロンビア特別区の法律に基づき設立された法人、または別途当社普通株式に関し正味所得ベースで米国連邦所得税の課税対象となる当社の普通株式の実質株主（以下、「米国株主」といいます。）のみに関する税効果を取り上げます。この要約は、全納税者もしくは特定クラスの納税者への規則の一般的適用から生じる税務上の考慮、または株主が知っている一般的な想定される税務上の

考慮を含め、特定の株主に関係する可能性がある税効果すべてを扱うものではありません。この要約は、さらに、(i) 銀行、保険会社、貯蓄金融機関、規制されている投資会社、不動産投資信託、非課税団体、国外居住者、代替的最小税の課税対象となる者、マーケットメイクを行う証券トレーダーおよび証券もしくは為替ディーラーなど、米国連邦所得税法の下で特別な取扱いの対象となる可能性のある者、(ii) 「ストラドル」ポジションの一部、もしくは、「ヘッジング」、「転換」もしくはその他連邦所得税のために統合投資取引の一部として当社普通株式を保有する者、または(iii) 当社普通株式を「資本資産」（一般的には投資目的で保有する資産）として保有していない者に対する税効果を取り上げるものではありません。

この要約は1986年内国歳入法（その後の改正を含みます。）の規定、米国財務省規則、行政規則および司法的先例に基づいており、これらはすべて2010年2月26日現在有効です。米国連邦所得税法のその後の進展は、遡及的に適用される可能性のある法律の変更または解釈の相違を含め、本株式併合の米国連邦所得税効果に重要な影響を及ぼすと考えられます。

各株主は米国連邦所得税、州所得税、地方所得税および外国所得税ならびにその他の本株式併合の税効果について、ご自身の税務アドバイザーに相談されることをお勧めします。

パートナーシップ（または米国連邦所得税目的においてパートナーシップとして区分されるその他事業体）が当社普通株式の実質株主である場合、パートナーシップにおけるパートナーの米国連邦所得税上の扱いは一般にパートナーの地位およびパートナーシップの活動に左右されます。当社普通株式を保有するパートナーシップおよび当該パートナーシップにおけるパートナーは、本株式併合に関する米国連邦所得税の税効果について、ご自身の税務アドバイザーにご相談ください。

## 米国株主

本株式併合は、米国連邦所得税の目的上、資本再編として扱われるべきです。したがって、端株の代わりとしての現金に関して下記に説明される場合を除き、本株式併合に際して損益は一切認識されません。それゆえに、本株式併合に従って受領する普通株式の課税基準総額は、引き渡した（端株に割り当てられる課税基準の部分を除く）普通株式の課税基準総額と等しいはずであり、受領した普通株式の保有期間には引き渡した普通株式の保有期間を含むものとします。

本株式併合に従って当社の普通株式の端株の代わりに現金を受領する米国株主は、受領した現金の金額と、当該普通株式の端株に割り当てられる引き渡された当社普通株式に関する米国株主の課税基準との差額に相当する

キャピタルゲインまたはキャピタルロスを認識しなくてはなりません。米国株主に引き渡された当社普通株式の保有期間が発効時点で1年を超える場合、当該キャピタルゲインまたはキャピタルロスは、長期的なキャピタルゲインまたはキャピタルロスとされます。個人および法人による純キャピタルロスの控除には制限があります。

米国における情報の申告および予備源泉徴収税。特定の米国株主の場合、本株式併合によって当社普通株式の端株の代わりに受領した現金に関する情報の申告を内国歳入庁（以下、「IRS」といいます。）に届け出ることが一般的に義務付けられています。その上、米国株主が義務付けられた方法で納税者番号を提示せず、またはその他適用される予備源泉徴収規則を遵守しない場合、当該現金支払金の受領に関して予備源泉徴収の対象となることがあります（現在の適用税率は28パーセントです）。予備源泉徴収は、加算税ではありません。予備源泉徴収規則のもとで源泉徴収される金額は、還付を受けることができ、または該当する場合、米国株主の連邦所得税債務の控除として利用することができます。ただし、必要な情報が適時IRSに届け出られることを条件とします。

### **非米国株主**

本項では、「非米国株主」を取り上げます。非米国株主は、外国法人または米国非居住者個人である当社の普通株式の実質株主です。

一般に、非米国株主は、本株式併合完了によるいかなる損益も認識しません。特に、端株の代わりに受領する現金に関する損益は認識されません。ただし、  
(a) 当該損益は米国での取引または事業行為と事実上

関連しない（または特定の連邦所得税条約が適用される場合、非米国株主の米国内にある恒久的施設に帰属しない）、(b) 個人である非米国外株主に関して、本株式併合が実施される課税年度に当該非米国株主が米国に滞在した期間が183日に満たず、かつその他の条件が満たされる、および(c) 当該非米国株主が一定の認定要件を満たす場合に限り。

米国における情報の申告および予備源泉徴収税。一般に、非米国株主が非米国株主であることを、虚偽があれば偽証罪の適用を受ける条件で証明し、適切な源泉徴収代理人がそれと異なる知識を持たない場合には、予備源泉徴収および情報の申告は、本株式併合に従って当社普通株式の端株の代わりに非米国株主に支払われる現金支払金には適用されません。予備源泉徴収は、加算税ではありません。予備源泉徴収規則のもとで源泉徴収される金額は、還付を受けることができ、または該当する場合、米国株主の連邦所得税債務の控除として利用することができます。ただし、一定の必要な情報が適時IRSに提出されていることを条件とします。一定の状況で、当社の普通株式の端株の代わりに非米国株主に支払われる金額、実質株主の氏名／名称および住所ならびにもしあれば源泉徴収税額をIRSに報告する場合があります。

### **株式買取請求権の不存在**

デラウェア州法およびシティの書換基本定款の下、当社普通株式の株主は本株式併合に関しては反対株主権または株式買取請求権を一切有しません。

### **必要票および推奨**

デラウェア州法およびシティの書換基本定款の下、本株式併合実施可能期間の延長の承認には基準日における発行済普通株式の過半数の株主による賛成票が必要です。

取締役会は、株式併合実施可能期間の延長に賛成票を投じられることを推奨します。

## 株主提案

シティは、株主と対話し、発行体／投資家のワーキング・グループに参加し、また株主全員の最善の利益になると考えられる場合には株主の懸念に対応する方針もしくは戦略を採用するなどして、株主が表明した懸念に対応すべく全力を尽くしています。今年、シティは、とりわけ、多々ある中でもクレジットカードに関する新規制、デリバティブ、リスク管理および政治献金に対する当社の対応などの問題に関する数名の議案提案者およびその他の関係当事者に面会しました。当社は、株主が経営陣および取締役会とコミュニケーションを図ることを奨励しています。経営陣、取締役会または取締役個人とのコミュニケーションを望む株主は、原文議決権代理行使参考書類の16ページに記載されているとおり、ご要望をコーポレート・セクレタリー宛てにお送りください。

### 第8号議案

イヴリン・Y・デイビス氏（住所：郵便番号20037ワシントン・コロンビア特別区N.W.、バージニア・アベニュー2600番地、ウォーターゲート・オフィス・ビルディング215号室；3,260株保有の株主；職業：「ハイライツ・アンド・ローライツ」編集者）は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

**議案：**「年次株主総会に本人が直接、または議決権代理行使書により出席するシティグループの株主は、当社は政治的に中立・無党の立場を取ると断言することをここに推奨します。この目的において、以下の行為は行われるべきではありません。

「(a) 上司が従業員に単一の政党の献金カードを配布すること。」

「(b) 後に政党または政治資金調達委員会への献金グループの一環として送金するために、従業員に当社内の個人に政治献金を送金するよう依頼すること。」

「(c) 後に政党、委員会または公職候補者に渡すために、従業員に受取人を空欄のままにした個人の小切手を発行するよう依頼すること。」

「(d) 監督者会議を利用して、単一の政党の献金カードが入手でき、また異なる政党の献金カードを希望する者は当人の上司に要請すれば供給されると発表すること。」

「(e) 郵便物取り扱い場所に単一の政党の献金カードを圧倒的に大量に設置すること。」

**理由：**「当社は、非常に多数の政府の諸官庁、委員会、機関とやりとりしなければなりません。当社は、当社の事業にとって有害となる不祥事に巻き込まれることを回避するために、厳格な政治的中立性を維持すべきです。何よりもまず、当社は、当社の従業員に各自の個人的意向に反して政治献金を行うよう奨励することを強制しているような様相を呈することを回避しなければなりません。ザ・トロイ・デイリー・ニュース（オハイオ州）は、地元のある企業（シティグループではありません。）のマネージャーによる政治目的における一党のみに偏った勧誘を非難しています。」 「そして当社が上記の行為のいずれも行わなかった場合、その旨を各四半期報告書において株主全員に開示すべきです。」

「昨年、議決権の約5.1パーセントに当たる930,756,081株の株主が本議案に賛成票を投じました。」

「上記議案に賛成の場合、議決権代理行使書に「賛成」と表示してください。」

## 経営陣の意見

連邦および州の規制は、シティ自体の方針および手続きと共に、本議案によって提起された問題に適切に対処しています。本議案の採択は、当社およびその株主の最善の利益ではありません。

シティは、すべての米国企業と同じく、企業の政治活動への参加を規律する連邦および州の法規制の対象とされています。これらの法規制は当株主提案に指摘されている行為の大半を禁止し、シティはこのような禁止対象行為を行うことも、それを支持することもありません。連邦法により許可されるとおり、シティは、従業員からの自発的な寄付によって支えられ、いかなる政党または公職候補者とも関係のない政治行動委員

会（以下「PAC」といいます。）を支援しています。シティはすでに「政治献金・ロビー活動に関する表明」を採択し、当社ウェブサイト<http://www.citigroup.com/citi/corporategovernance/data/ccpcs.pdf>に掲載しています。この表明は、本議案が提起している特定の懸念について対処しています。本議案の採択は、シティの現行の政治的に中立の立場を取る政治活動に対する確約を強化することにはなりません。

最後に、シティが列記された行為を行わなかったことを四半期ベースで表明することを要求する本議案の要件は、管理上の負担となり、シティ株主に有意義な情報を提供するものではありません。

現行の法的要件および当社方針の理由から、本議案は不要であり、したがって取締役会は、本第8号議案に反対票を投じられることを推奨します。

### 第9号議案

ミズーリ州カンザス・シティ消防士年金制度トラスト（住所：郵便番号64106ミズーリ州カンザス・シティ、イースト12番ストリート414番地シティホール12階；100株保有の実質株主）およびマサチューセッツ州労働者年金基金（住所：郵便番号01803-0900マサチューセッツ州バーリントン、ニュー・イングランド・エグゼクティブ・パーク14番地200号室；65,328株保有の実質株主）は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

議案：シティグループ（以下「当社」といいます。）の株主は、当社が当社に関する下記の事項を開示した報告書を半年に1度更新して提供することをここに要請します。

1. 会社の資金で行われる（直接的、間接的の双方を含みます。）政治献金および政治関連支出に関する方針および手続き。
2. 公職の候補者を応援する（または反対する）政治運動に参加または介入する目的および選挙または住民投票に関連して、一般大衆、またはそのグループに影響を与える目的で行われる（直接的、間接的の双方を含みます。）金銭的および非金銭的献金ならびに支出。当該報告書には以下を記載するものとします。
  - a. 上記の政治献金または政治関連支出に利用される当社の資金の各受領者の特定情報および各受領者への支払い金額を含む、項目化された報告書を通じた会計処理。
  - b. 政治献金または政治関連支出の意思決定に携わった者の当社における役職。

当該報告書は、取締役会の監査委員会またはその他該当する監督委員会に提示され、当社のウェブサイトに掲載されるものとします。

### 株主による補足説明

本提案者は、シティグループの長期株主として、政治活動に対する企業支出の透明性と説明責任を支持します。これには、公職候補者、政党もしくは政治団体への直接のおよび間接的政治献金、独立的支出、または連邦、州もしくは地方自治体の公職候補者のための選挙運動など、内国歳入法に照らして政治運動への介入とみなされる一切の活動が含まれます。

この開示は、公益に適い、当社とその株主の最善の利益となり、最近の連邦倫理法の遵守においてきわめて重要です。さらに、最高裁判所の市民連合決定では、株主にとっての政治活動関連支出の開示の重要性を認識し、次のように述べています。「開示があることによって市民や株主は企業体の発言に対して適切に対応することができる。こうした透明性があれば有権者は十分な情報に基づいて判断を下すことができ、多様な発言者の多様なメッセージについてその重要性を正しく評価することができる。」透明性と説明責任に整合性がなければ、当社の評判や事業がリスクにさらされ、長期的な株主の利益が脅かされる可能性があります。

シティグループは、2002年の選挙期間以降、少なくとも9百万ドルの会社資金を拠出しました。（CQ: <http://moneyline.cq.com/pml/home.do> および National Institute on Money in State Politics: <http://www.followthemoney.org/index.phtml> をご参照ください。）

しかし、一般に公表されているデータには、当社の政治関連支出の全体像は示されていません。例えば、政治活動に利用された業界団体への当社からの支出は開示されておらず、不明です。多くの場合、経営陣でさえも業界団体が自社の資金を政治的にどのように利用するかを把握していません。本議案は、業界団体およびその他の非課税団体に対する政治的目的による支払いを含め、すべての政治関連支出を開示することを当社に求めるもので

す。これにより、当社は、政治的開示と説明責任を支持し当該情報を自社のウェブサイトで提示しているエトナ、アメリカン・エレクトリック・パワー、マイクロソフトなど、その数が増加しつつある優良企業と肩を並べることができるようになります。

## 経営陣の意見

シティの取締役会は、「政治献金・ロビー活動に関する表明」を採択し、当社のウェブサイトに掲載していることから、本議案は不要となります。当社は、すべての企業政治献金ならびにシティの政治行動委員会（以下「PAC」といいます。）による献金の一覧を、当社の株主および一般に開示しています。この一覧は、透明性と説明責任を促進するために年に1度更新したうえ当社ウェブサイトに掲載しているもので、[www.citigroup.com/citigroup/corporategovernance](http://www.citigroup.com/citigroup/corporategovernance)でご覧いただけます。さらに、企業の政治運動に関連する独立的支出を認める最高裁判所の決定に従って、取締役会は本表明を改正し、かかる独立的支出に会社資金を使わないという当社の長年にわたる実務慣行を改めて表明しました。

シティはまた、連邦、州および地方の法規制に基づく政治献金に関する開示義務を遵守しています。政治献金を行う際のシティの取り組みとその根拠は、シティの「政治献金・ロビー活動に関する表明」に明記されています。シティは、共有する利益を保護し促進するため、政治的中立の立場で政治プロセスに関与することが顧客、株主および従業員に対して当社が有する責任であると考えています。

連邦政府レベルでの企業政治献金は禁止されています。連邦の公職候補者、政党の委員会および政治活動委員会への政治献金は、シティのPACが行い、その資金は、会社資金からではなく、自発的に提供される従業員の個人

当社の取締役会および株主は、企業資産の政治的利用について十分な評価ができるように完全な開示を必要とします。したがって、このきわめて重要なガバナンス改革への支持を皆様には是非ともお願いします。

資金から調達されています。このPACによる献金は、連邦選挙委員会への届出において報告され、当社ウェブサイトでご覧いただけます。

シティは、当然ながら多数の業界団体の会員です。業界団体は、企業と同様、連邦の公職候補者や政党委員会に企業政治献金を行うことを禁止されています。したがって、シティは業界団体に会費を支払いますが、シティの支払金は連邦の公職候補者または公務員への政治献金に利用されていません。それにもかかわらず、本議案は一見業界団体のロビー活動に関する情報を求めるもののように見受けられます。しかし、業界団体は合法的に、会員から独立して別個の団体として運営されています。業界団体は多数の事項に関して多種多様な立場を取ることができ、また実際に取っているのも、シティはそれらすべてを支持しているわけではありません。シティは数多くの会員の中の1社にすぎないので、単独で業界団体のロビー活動を制御することはしませんし、できません。したがって、ロビー活動に使われるシティの業界団体への会費の一部を開示しても、政治献金に関するシティの戦略または理念に対する株主の理解が深まることにはなりません。

シティは、「政治献金・ロビー活動に関する表明」を採択することにより、本議案をすべての重要な点において満たしており、したがって本議案は不要となります。

シティは「政治献金・ロビー活動に関する表明」を採択しており、それに従いすべての企業政治献金およびシティの政治行動委員会による献金の一覧を当社ウェブサイトに掲載していることから、本議案は不要であり、したがって取締役会は本第9号議案に反対票を投じることを推奨します。

## 第10号議案

ザ・シスターズ・オブ・チャリティ・オブ・セント・エリザベス（住所：郵便番号07961-0476ニュージャージー州コンヴェント・ステーション、私書箱476号；300株保有の実質株主）、シスターズ・オブ・セント・フランシス・オブ・フィラデルフィア（住所：郵便番号19014ペンシルベニア州アストン、サウス・コンヴェント・ロード609番地；802株保有の実質株主）、ベネディクティン・シスターズ・オブ・マウント・セント・スコラスティカ（住所：郵便番号66002カンザス州アッチソン、サウス8番ストリート801番地；4,658株保有の実質株主）、ベネディクティン・シスターズ・セント・スコラスティカ・モナスタリー（住所：郵便番号72915アーカンソー州フォート・スミス、サウス・アルバー

ト・パイク1301番地；102株保有の実質株主）、ベネディクティン・シスターズ・オブ・ヴァージニア、セント・ベネディクト・モナスタリー（住所：郵便番号20136ヴァージニア州プリストウ、リントン・ホール・ロード9535番地；2,000株保有の実質株主）、マリーノール・ファーザーズ・アンド・ブラザーズ（住所：郵便番号10545-0305ニューヨーク州マリーノール、私書箱305号；558株保有の実質株主）、シスターズ・オブ・チャリティ・オブ・ザ・インカーネート・ワード（住所：郵便番号78209-6297テキサス州サン・アントニオ、ブロードウェイ4503番地；37,300株保有の実質株主）、コンヴェント・アカデミー・オブ・ザ・インカーネート・ワード（住所：郵便番号78404-2798テキサス州コーパス・クリスティ、サウス・アラメダ2930番地；

70株保有の実質株主)、シスターズ・オブ・セント・ドミニク・オブ・カルドウェル・ニュージャージー(住所:郵便番号07042ニュージャージー州モントクレア、サウス・フラートン・アベニュー40番地;38株保有の実質株主)、ミッシヨナリー・オブレイツ・オブ・メアリー・イマキュレート(住所:郵便番号20017ワシントン・コロンビア特別区NE、ミシガン・アベニュー391番地;100株保有の実質株主)、ザ・マリアニスツ・プロビンス・オブ・ザ・ユナイテッド・ステーツ(住所:郵便番号11694ニューヨーク州ロッカウェイ・パーク、ビーチ111番ストリート144番地;530株保有の実質株主)、マリーノール・シスターズ・オブ・セント・ドミニク・インク(住所:郵便番号10545-0311ニューヨーク州マリーノール、私書箱311号;100株保有の実質株主)は、年次総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

### 金融システムにおける信頼および自信の回復

証券取引委員会は、短期借入金残高の日額または月額、それらの借入金の最大額、およびその加重平均利率を四半期ごとに報告することを企業に求める、1994年に廃止された規則の回復を提案しています。

SEC委員長のメアリー・シャピロ氏は次のように述べました。「これらの提案に基づけば、単なる期間末の寸評でなく、投資家は報告期間を通して、企業の金融活動についてより良い情報を得ることができます。この情報があれば、投資家は会社の現在の流動性リスクおよびレバレッジ・リスクをよりよく評価することができます。」(2010年9月17日、SEC公開会議でのオープニング・スピーチ)

ブルームバーグがまとめたデータ<http://www.bloomberg.com/news/2010-11-10/wall-street-collects-4-billion-from->

### 経営陣の意見

リスク管理の重要性についてシティは提案者と同意見です。また、提案者の説明通り、シティは提案者と面談のうちリスク管理問題について議論してきました。シティは、シティの年次報告書および四半期報告書における当社のリスク管理プロセスに関する包括的な開示を通じて、すべての重要な点において既に本議案に従っています。これらの報告書はシティのウェブサイトおよびSECのウェブサイトでご覧いただけます。したがって、本議案は不要であり、実質的に無意味になっています。

シティは、成功には効果的なリスク管理が最も重要であると確信しています。したがって、事業、地域、および主要製品の3次元にわたるリスク管理が実施できるよう、リスク管理組織を構築しています。リスク管理組織

[taxpayers-as-swaps-backfire.html](http://taxpayers-as-swaps-backfire.html)には次のように記載されています。「10年以上の間、銀行や保険会社は、政府や非営利団体(カリフォルニア州オークランドのベイ・エリア・ツール・オーソリティ、ニューヨーク州イサカのコーネル大学等)に、金融工学は道路、橋および学校などの公共事業のために売却される債券の金利を下げるだろうと言ってきました。」それにより、これらの事業体は「40億ドル以上」を費やしています。

**決議:**取締役会は2011年12月1日までに、リスク管理構造、人事および報告システムの制度、ならびにそれがどのようにこれらの事業体の事業モデルや当社の事業分野の運営全般にわたって組み入れられるかについての報告を(妥当な費用にて、所有権対象情報を除外して)株主に対して行なうものとします。

**補足説明:**金融システム、ならびに金融サービス分野で事業活動を行っている企業および機関に対する公衆の信頼および自信を回復することは、この分野全体にわたっての透明性と説明責任の強化が伴わない限り、2010年7月に法制化されたドッド・フランク金融改革法だけでは達成できません。

本決議の提案者は、取引先の公開によって、金融機関、その取引先および顧客、ならびに金融システム全体を保護するという仕組みやプロセスを含むリスク管理問題について当社と議論してきました。個々の金融機関ばかりでなく業界全体における貸し手、借り手、ディーラー、引受会社および投資家の間の事業運営において提供される革新的手段、仕組みおよび専門的サービスの適合性についても議論しました。健全性、適合性、整合性、安全性についてのこれらの手段の継続的な監視、検証、および精神的な評価が必要であり、本決議の採択を通じてこれらの特性を高めていくことができます。

に関する情報は、当社の公開文書に開示されています。

具体的には、「リスク管理の体制、人員および報告システム」は、シティのフォーム10-Kによる2010年度年次報告書の「グローバル・リスクの管理」と題された項に記載されています。独立したリスクの役割およびリスク管理に対する事業分野の責任に関する情報は、シティのフォーム10-Kによる2010年度年次報告書に記載されています。さらに、シティは、シティのグローバル・リスク管理の枠組みにおける取締役会の役割に関する追加情報を、本議決権代理行使参考書類の「リスク監視における取締役会の役割」と題した項に記載しています。これらは提案者がシティに報告を求めた具体的な事柄ですが、シティは既に報告を行っています。

フォーム10-Kおよびシティのリスク管理体制に関する本議決権代理行使参考書類において広範囲の開示が既に行われているのであれば、本議案は不要であり、したがって取締役会は本第10号議案に反対票を投じることを推奨します。

## 第11号議案

ウィリアム・スタイナー氏（住所：郵便番号10968  
ニューヨーク州ピアモント、アボッツフォード・ゲート  
112番地；1,100株保有の実質株主）は、年次総会で審議  
されるべき議案として下記の議案を提出しました。

### 臨時株主総会

議案：株主は、取締役会に対して、当社の発行済普通株  
式の15パーセント（または15パーセント以上で法律が認  
める最低パーセンテージ）を保有する株主に臨時株主総  
会を招集する権利を与えるよう、当社の付属定款および  
適切な統制関連文書の各々を改正するために必要な対策  
を（法律が認める範囲で）単独で講じることを要請し  
ます。

これには、当該付属定款および／または規約の本文は、  
株主のみに適用され、経営陣および／または取締役会に  
は適用されない臨時総会招集に関する例外または適用除  
外の条件を（法律が認める範囲で）規定しないことが含  
まれます。

臨時総会によって、株主は、新しい取締役の選出など  
回の年次総会の開催までに発生し得る重要な事項に関し  
て投票することができます。株主が臨時総会を招集でき  
ない場合には、経営が途絶され、投資家の利益が損なわ  
れる可能性があります。株主総会での株主への情報提供  
は、物事の展開が速く、次回の年次総会までには問題が  
無意味になってしまうような、大きな再構築の時期には  
とりわけ重要です。本議案は、取締役会が臨時総会を招  
集できる現行の権限に対して影響を与えるものではありません。

本議案の主題は、以下の会社では60パーセント以上の  
支持を得ています。CVSケアマーク、スプリント・ネ

クステル、セーフウェイ、モトローラおよびアール・  
アール・ドネリーです。2010年の当社年次総会での本議  
案の主題の実質的支持は、当社経営陣による議題の独断  
的省略により、過小報告されていると考えています。経  
営陣の提案は大きな活字の見出しで示され、株主の提案  
は見出しを削除されるのであれば、公正な投票とはいえ  
ません。

さらに、この臨時株主総会を求める議案の価値は、2010  
年の当社の報告済みコーポレート・ガバナンス状況は改  
善の必要性があるという状況からも、考慮されるべき  
です。

独立投資調査会社であるザ・コーポレート・  
ライブラリ（以下「TCL」といいます。）  
[www.thecorporatelibrary.com](http://www.thecorporatelibrary.com)は、当社を「ハイ・  
ガバナンス・リスク」を理由に「D」に格付けしま  
した。

TCLは、最近の役員報酬慣行には問題が多いと述べまし  
た。当社では数百万ドルの繰延給与株式報酬が付与され  
ました。この慣行は、一定の現金等価物の受領を保証す  
るため、懸念される事項です。

TCLは、当社の役員報酬制度は、その他の財政的目標や  
基準とは無関係に、株価を上げることのみに重点を置い  
ていと述べました。これは当社役員が、シティグルー  
プの事業戦略の長期的な持続可能性や実行可能性に注力  
する方向に十分なインセンティブを与えられていないこ  
とを示しました。

本議案に対して肯定的に対応するように取締役会を奨励  
してください。

**第11号議案、臨時株主総会に賛成票を。**

## 経営陣の意見

シティの付属定款では、当社の発行済普通株式の少なくとも25パーセントを保有する株主には、臨時総会を招集する権利を既に付与しています。これは、シティのように毎年取締役会全体を多数投票により選任している会社にとっては適切な基準です。この25パーセントの基準により、少ない株式数の保有者が限られた目的のために臨時総会を招集することを防ぐことができる一方で、少数の株主が本当に重要な目的のために臨時総会を招集することができる可能性も維持されています。

当社株主による臨時総会の開催は、費用のかさむ仕事であり、入念な計画が必要とされ、当社は当該会議の法律上およびロジスティクス上の要素に対して膨大な資源と注意を注力しなければなりません。当社の株主は、臨時総会を招集するに相応しいと少なくとも25パーセントの株主が賛成する場合にのみ、費用負担と経営の途絶を受けるべきです。臨時総会を招集するべきと考える株主が25パーセント以下である場合には、臨時総会を開催する

には理由が不十分であることは明らかです。こうした状況の下で臨時総会が必要だと考える少数の株主の懸念は、当社で毎年4月に開催される年次株主総会で表明することができます。付属定款に臨時総会に関する規定を包含している多くの大企業が、この基準を25パーセントまたはそれ以上に設定していることは注目に値します。

本議案はさらに、臨時総会に関する付属定款のいかなる規定も、株主にのみ適用され経営陣または取締役会には適用されないような「いかなる例外または適用除外の条件も（州法が認める範囲で）」含めないことの徹底を求めています。シティの付属定款の規定は、そのような例外または適用除外を一切含んでいません。

臨時総会招集の決定に必要な株主の保有レベルは25パーセントに留めておくべきです。25パーセントは、シティのような規模の会社にとっては適切な基準であると言えます。

シティは既に株主に対し臨時総会招集権を与える付属定款の改正を採択しているため、本議案は不要であり、したがって取締役会は、本第11号議案に反対票を投じられることを推奨します。

## 第12号議案

ニューヨーク市監督庁、ニューヨーク市年金基金のカストディアン／受託者（住所：郵便番号10007ニューヨーク州ニューヨーク市センター・ストリート1, 736号室；当社の普通株式19,990,400株保有の実質株主）は、年次総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

前文：

シティグループ・インクは、住宅ローンの有数のオリジネータであり、抵当証券化業者であり、債権回収代理会社です。

多くの大手銀行で、抵当貸付の証券化や債権回収、抵当権実行業務における不正行為が広く行われているという報告は、書類の紛失や不備、および不正行為の疑いを含め、当社を重大なリスクにさらしています。

これらの報告によると、困難な状況にある何百万人もの借り手の特殊なニーズが、通常の住宅ローン支払を処理することを目的としている銀行の業務を圧迫していました。2010年10月24日付のニューヨーク・タイムズ紙によれば、「コンピュータ・システムが時代遅れになっていた；従業員は訓練不足で殺到する電話に対応するには人員も不足していた。ファイリング・システムが電子化されるとともに従来の書類による抑制と均衡は姿を消し、住宅ローンは情け容赦なくまとめられて債券と化していた。」とのことでした。

モルガン・スタンレーでは、抵当権を実行された、またはされつつある9百万件もの米国の住宅ローンが、法律文書の有効性を巡る問題に直面する可能性があるとして予測していました。

住宅ローン債権回収業者は、抵当貸付を所有する投資家の最大の利益のために行動することが求められています。しかし、抵当権実行の専門家は議会監督委員会の前で、債権回収業者は、別のオプションのほうが住宅所有者と投資家の双方にとってより有利になる可能性がある場合にも、道理に反する報奨金につられて抵当権を実行していると証言しました。

50名の州検事総長は合同調査を開始し、主要な連邦規制機関は、システム上の欠陥によって不適切な抵当権実行が行われていないか判断するため、大手銀行の貸出金条件修正、抵当権実行、および証券化に関する方針、手続

き、および内部コントロールの連邦準備制度理事会の調査を含む、銀行の抵当権実行業務の審査を開始しました。

フィッチ・レーティングスは、「調査により[住宅ローン]債権回収業者の業務プロセス、管理および手続きの欠陥が浮き彫りになり、債権回収業者の格付けが下がる可能性がある。」と警告しました。

ブルームバーグは2010年10月24日、「連邦規制機関および州検事総長は抵当権実行の不備に焦点を当てているが、銀行が束ねて証券化した不良債権を買い戻す経費はもっと大きな脅威になる可能性がある。」と指摘しました。

クレディ・スイスによれば、2010年9月現在の抵当貸付の買戻し費用として、バンク・オブ・アメリカ、シティグループ、JPモルガン・チェースおよびウェルズ・ファーゴは総額98億ドルの費用を要します。ゴールドマン・サックスでは、4大銀行は260億ドルの潜在的損失に直面すると試算していましたが、別の試算ではそれより大幅に大きな潜在的損失を予想しています。

取締役会の監査委員会は、当社が法的および規制上のコンプライアンスを管理するに十分な内部コントロールを有することを保証する責任を負っています。法的および規制当局の厳しい監視の下、当社の住宅ローン関連業務において、当社のコンプライアンスコントロールが強固であることを株主に保証できるよう、監査委員会は積極的にかつ独立した立場で行動しなければならないと考えます。

議案：取締役会はその監査委員会に、貸出金条件修正、抵当権実行、および証券化に対する当社の内部コントロールについて独立した検討を実施させ、妥当な費用にて、所有権対象情報を除外して、2011年9月30日までにその検討結果および改善勧告を株主に報告することを株主は要求します。

報告書では、(a) 当社の (i) 適用法ならびに規制の遵守、および (ii) 自社方針ならびに手続きの遵守、(b) 経営陣が十分な数の熟練した職員を配置しているか、(c) 別のオプションのほうが当社の長期的利益にとってより相応しい場合にも、報奨金によって抵当権を実行するよう仕向ける方針および手続き、についての評価を行うものとします。

## 経営陣の意見

シティは、全員が独立した取締役で構成される取締役会の監査委員会は、貸出金条件修正、抵当権実行、および証券化に関する検討を含め、シティの内部コントロールについてリスク・ベースの独立した検討を、シティの独立した監査リスクおよび検討（以下「ARR」といいます。）機能から既に受けており、今後も継続して受けるため、本議案は不要であると考えます。

ARRは独立した立場でシティの内部監査機能を果たします。シティの主任監査役によって統括され、独立性を保証するため、上級経営陣の構成員でなく、直接監査委員会に報告します。ARRは、貸出金条件修正、抵当権実行、および証券化に対するシティの内部コントロールについてリスク・ベースの監査を行ってきましたが、今後も継続して行います。これらの監査の結果は監査委員

会に報告されて来ましたが、今後も継続して報告されま  
す。このように、シティは既に本議案に実質的に適合し  
ており、一度のみの報告でなく、内部コントロールにつ  
いての監視を継続して実施し、株主の保護をよりよく実  
践する形で行っていきます。

シティは当社株主および一般に、貸出金条件修正、抵当  
権実行、および証券化に関する広範囲な情報を提供して  
います。「個人向け貸出金条件修正プログラム」につ  
いては、シティのフォーム10-Kによる2010年度年次報  
告書およびシティの第3四半期フォーム10-Qに記載され  
ています。「抵当貸付の表明および保証」に関する情  
報は、シティのフォーム10-Kによる2010年度年次報告  
書およびシティの第3四半期フォーム10-Qに記載されて  
います。抵当貸付の証券化に関する開示は、シティの

フォーム10-Kによる2010年度年次報告書およびシティ  
の第3四半期フォーム10-Qに記載されています。この問  
題に関する情報については、当社の最新の決算発表をご  
覧ください。

さらに、2007年1月1日から2010年9月30日までに、  
シティは百万人以上の住宅所有者の抵当権実行回避に協  
力してきました。シティは、財政的困難に直面した借り  
手の方々を援助する様々な変更プログラムを策定してい  
ます。これらのプログラムには、当初の貸出金条件修  
正、金利の引下げ、残りの貸出金期間の延長、および/  
または貸出金残高の部分的放棄等があります。抵当貸付  
に関する条件修正の主要目的は、借り手の支払い負担を  
軽減することにあります。

シティは既に、本議案に盛り込まれた、監査委員会に内部コントロールについての独立した検討を行うことを求め る要求を果たしています。したがって取締役会は本第12号議案に反対票を投じられることを推奨します。
---

<後略>